# 富士山-信仰の対象と芸術の源泉 保全状況報告書

2018 年●月 日本国

#### 保全状況報告書:

富士山—信仰の対象と芸術の源泉(日本)(ID:1418)

- 1. 報告書の要約
- 2. 世界遺産委員会決議への対応
- 3. 資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性があると認識しているその他の保全に関する問題
- 4. 作業指針第172段に基づく、真実性・完全性を含む資産の顕著な普遍的価値に 影響を与える可能性のある構成資産及び緩衝地帯において予定されている大規 模な復元又は新規工事に関する説明
- 5. 保全状況報告書へのパブリックアクセス
- (※「保存管理の実施状況」のとりまとめ後、文化庁中心に作成)

# 「富士山ー信仰の対象と芸術の源泉」 保存管理の実施状況

富士山世界文化遺産協議会

# 目 次

Ι	富士山ヴィジョンに基づく各種戦略の進捗状況	1
п	下方斜面における巡礼路の特定	7
	<参考資料1>巡礼路の調査・研究	10
	<参考資料2>巡礼路を活用した周遊促進	19
Ш	来訪者管理戦略	21
	<参考資料3>「望ましい富士登山の在り方」の実現に向けた来訪者管理計画	25
	<参考資料4>登山者数に関する指標・水準の設定	30
IV	上方の登山道等の総合的な保全手法	39
	<参考資料5>人工構造物の修景対策	41
	<参考資料6>山小屋整備ガイドラインの策定	44
V	情報提供戦略(interpretation strategy)	47
	<参考資料7>富士山世界遺産センターの開設	51
	<参考資料8>富士の国づくりキッズ・スタディ・プログラムの実施	57
	<参考資料9>遺産登録5周年記念シンポジウムの開催及び書籍の刊行	58
VI	危機管理戦略	59
	<参考資料 10>富士山火山噴火に伴う土砂災害からの被害軽減	63
VII	<b>開発の制御</b>	65
	<参考資料 11>富士山の景観保全に関する条例の制定	70
	<参考資料 12>景観改善に関する取組	72
	<参考資料 13>吉田口五合目周辺の環境改善	74
	<参考資料 14>三保松原の保全	76
	<参考資料 15>北口本宮冨士浅間神社周辺地域の整備	80
VIII	[ 経過観察指標(monitoring indicators)の拡充・強化	85
	<参考資料 16>2016 年度経過観察指標に係る年次報告書(抄)	88

# I 富士山ヴィジョンに基づく各種戦略の進捗状況

#### 1 経緯

- ➤ 2013年の第37回ユネスコ世界遺産委員会は、「富士山一信仰の対象と芸術の源泉」(以下「富士山」という。)の世界遺産一覧表への記載決議(37COM8B.29)にあたり、我が国に対して将来的に保全状況をより良いものへと改善していく上での指摘・勧告を行い、2016年2月1日までに保全状況報告書を提出するよう要請した。
- ▶ 山梨県・静岡県及び関係市町村等を中心とした「富士山世界文化遺産協議会」は、神聖で美しい世界文化遺産富士山の姿を確実に守り、その周辺環境を含めより良い状態へと発展させる決意を込めて、2014年12月、『富士山一信仰の対象と芸術の源泉ヴィジョン1・各種戦略2』(以下「ヴィジョン・各種戦略」という。)を策定した。
- ➤ 2016年の第40回ユネスコ世界遺産委員会は、「ヴィジョン・各種戦略」策定等の取組を高く評価するとともに、決議(40COM 7 B. 39)において、2018年12月1日までに、資産の保全状況及び実施状況に関する最新の報告書を提出するよう要請した。
- ➤ 本報告書は、決議 (40C0M 7 B. 39) への対応として、富士山世界文化遺産協議会が、「ヴィジョン・各種戦略」に基づき実施している保存・活用の施策の実施状況を整理し、その進捗状況を示すものである。

# 2 ヴィジョン・各種戦略の体系

- ▶ 第37回ユネスコ世界遺産委員会は、決議(37COM 8 B. 29)において、資産を「ひとつの存在」として、また、「ひとつ(一体)の文化的景観」として管理するための管理システムを実現するために、資産の全体構想(ヴィジョン)の策定など a)~f)の6点を勧告した。さらに、「危機管理戦略の策定」を要請するとともに、「山麓における建築物等の規模・位置・配置に係るさらに厳しい規制」の必要性を指摘した。
- ➤ 「ヴィジョン・各種戦略」は、「アクセスや行楽の提供」と「神聖さ・美しさという特質の維持」という相反する要請を融合させるために、「ひとつの存在 (an entity) <sup>3</sup>」及び「ひとつ (一体) の文化的景観 (a cultural landscape) <sup>4</sup>」の2つの側面を踏まえて策定されたものである。
- ▶ 現在実行されている「ヴィジョン・各種戦略」の構造・関係性は、以下のとおり整理 される。なお、これまでの間、各戦略・方法に示した保存管理の方向性に変更は生じ ていない。

<sup>1</sup> ヴィジョンでは、地域社会が世界遺産の保存・活用に参画することを通じて、資産を「ひとつの存在(an entity)」及び「ひとつ(一体)の文化的景観(a cultural landscape)」として管理する方法・体系を運営可能な状態にするための方向性を示した。

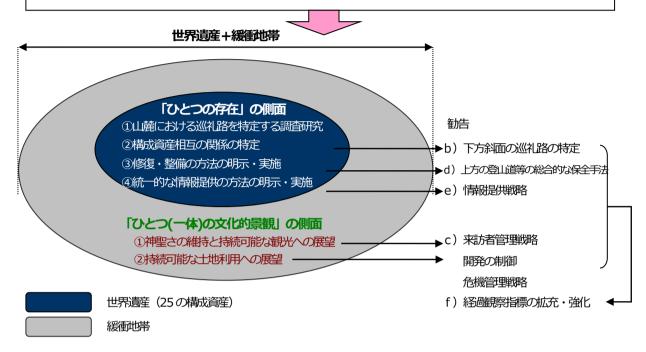
<sup>2</sup> 各種戦略では、世界遺産委員会決議(37COM8B.29)で指摘された下方斜面の巡礼路の特定、来訪者管理戦略、上方の登山道等の総合的な保全手法、情報提供戦略、経過観察指標の拡充・強化、危機管理戦略、開発の制御の各項目について、それぞれ現状及び課題を整理した上で、適切な保存管理の方向性及び具体的な対策・実施スケジュールを示した。

<sup>3</sup> ひとつの存在(an entity)としての管理:25の構成資産の相互のつながりを明確化するとともに、芸術作品に基づく2つの展望地点(本栖湖北西岸の中/倉峠/三保松原)から富士山に対する良好な展望景観を維持するなど、一体的な管理を実施する。

<sup>4</sup> ひとつの文化的景観(a cultural landscape)としての管理:「アクセスや行楽の提供」と「神聖さ」・「美しさ」の維持とを融合させ、構成資産のみならず緩衝地帯も含め、両者間の相反する課題を調和的に解決する。

#### 〈ヴィジョン・各種戦略と勧告の関係(概念図)〉

「アクセスや行楽の提供」と「神聖さ・美しさという特質の維持」との相反する要請の融合の観点から「富士山ヴィジョン」を策定(勧告 a )



# 3 各戦略・方法の概要と実施状況

富士山の保存・活用の施策は、各戦略・方法に示した適切な保存管理の方向性等に基づき、着実に実施されており、それらの進捗状況の概要は、以下に示すとおりである。 なお、それらの詳細は、次章以降に整理している。

戦略・方法	戦略・方法の概要	2016年1月までに実施された取組	進捗状況(2016年2月以降の取組)
	・今は使われなくなった巡礼路の位置・経路の	構成資産間の歴史的つながりと巡礼路の	山梨県・静岡県の「富士山世界遺産センター」を
	特定に加え、構成資産相互の歴史的な関係性を	変遷を示すとともに、大学等の研究者を含む	中心として、構成資産相互の歴史的なつながりを明
下方斜面の巡	示すため、調査・研究体制の確立と充実を図り、	調査研究委員会を設置し、巡礼路に係る調査	らかにするため、須走口登山道を始めとした巡礼路
礼路の特定	これまでの調査・研究成果を取りまとめる。	研究を開始した。	等に関する調査・研究を計画的に進め、その成果を
(勧告 b )	・来訪者が構成資産相互のつながりを容易に認	また、構成資産相互のつながりを分かりや	情報提供戦略や来訪者管理戦略へ計画的・段階的に
	知・理解できるよう、その成果を情報提供戦略	すく紹介したパンフレットを作成し、情報提	反映させている。(P7)
	へ計画的・段階的に反映させる。	供手法として活用した。	
	・登山道、山小屋及びトラクター道の三者間の	静岡県・山梨県は、登山道パトロールを実	登山行為による登山道への影響を抑制するため、
上方の登山道	調和的・補完的な関係性に着目しつつ、来訪者	施し、自然環境や景観に配慮した維持管理を	指標に基づく来訪者管理を実施している。
等の総合的な	管理戦略で定めた施策を確実に実施し、来訪者	行った。また、落石防護壁等の人工構造物の	また、引き続き、周囲の自然環境や景観に配慮し
保全手法	による登山道への影響の抑制を図る。	整備については、展望景観に配慮した修景方	た材料・工法による登山道の維持補修や看板等の修
(勧告 d )	・三者の保全に当たっては、自然環境や神聖さ	法の検討を進め、試験施工等を行った。	景を行うなど、景観との調和に向けた取組を進めて
	等に配慮した材料・工法を選択する。		いる。(P39)
	・調査・研究体制を確立し、その成果を系統的	情報発信の拠点施設として、「富士山世界	巡礼路等の調査研究及び情報発信の拠点施設と
	に蓄積するとともに、公開活用を推進する。	遺産センター」を建設し、事業活動を担う職	して整備を進めてきた山梨県・静岡県の「富士山世
	・富士山世界遺産センターの整備、ガイド等の	員の配置を進めた。また、地域に根ざした人	界遺産センター」がそれぞれ開館し、調査・研究成
情報提供戦略	育成、学校教育と連携した授業等の実施などを	材として「世界遺産ガイド」等を養成すると	果の蓄積や公開活用を積極的に行っている。
(勧告 e)	通じて、顕著な普遍的価値の情報提供を行う。	ともに、学校教育や富士の国(ふじのくに)	また、来訪者が構成資産相互のつながり等に関す
	また、マナー啓発等の情報提供も実施する。	づくりキッズ・スタディプログラム等と連携	る認知・理解を深められるよう、調査・研究成果を
		した授業・講座を実施した。	活用し、山麓の構成資産へ誘導する取組を進めてい
			る。 (P47)

戦略・方法	戦略・方法の概要	2016年1月までに実施された取組	進捗状況(2016年2月以降の取組)
	・ユネスコの世界遺産管理マニュアル等を参考	2015年に、夏季における五合目以上の登山	「望ましい富士登山の在り方」を実現するために、
	に、「望ましい富士登山の在り方」の実現に向	者の動態調査・意識調査を実施し、収容力の	2019 年を目標年とした指標・水準を設定し、目標
	けて、2015 年から3年間「上方の登山道の収	調査・研究を開始した。	水準の達成を目指した対策を実施している。このう
	容力」を中心とした調査研究を実施し、その成	また、「望ましい富士登山の在り方」の実	ち、登山者数については、登山の安全性・快適性を
	果に基づき、2018年7月までに登山者数を含	現を目指し、シャトルバスの最終発車時間の	損なうような著しい混雑が恒常的に発生している
来訪者管理戦	めた複数の指標及び水準を設定する。	見直しを始めとした登山者数の平準化や、弾	わけではないため、特定の日・時間帯・場所で限定
略 (勧告 c)	・登山者数の平準化や安全登山等の普及啓発の	丸登山の自粛要請などの普及啓発を推進し	的に発生している混雑を緩和する観点から指標・水
(H) [] C)	推進、山麓地域への誘導及び周遊等の施策を実	た。	準を設定し、平準化や安全確保のための情報提供等
	施し、定期的に施策及び指標の評価・見直しを	さらに、マイカー規制期間の見直や、富士	の施策を展開している。
	行う。	山保全協力金の本格導入などを実施した。山	また、下方斜面の巡礼路の特定や情報提供戦略と
		麓地域については、山麓の構成資産を巡るモ	の連携の下、来訪者の山麓の構成資産への誘導又は
		デルコースの設定等の検討を進めた。	周遊を促進している。(P21)
	・山麓における建築物の開発圧力の早期把握、	行政手続や経過観察を通じて、開発圧力の	山麓における建築物等の開発圧力に対しては、経
	地域住民との合意形成等を含めた行政手続き	早期把握に努めた。また、個別の指摘事項に	過観察等を通じて早期把握に努めるなど、開発の制
	の充実、保全に対する社会全体の機運醸成等	ついては、各種計画等に基づき、計画的に改	御の効果を促進している。また、イコモス評価書
	を図る。	善が進められた。	(WHC - 13/37.COM/INF.8B1,ICOMOS Evaluations
日日 3公 今 出以作用	・個別に景観改善等が必要な事項は、即効的対		of Nominations of Cultural and Mixed Properties
開発の制御	策を着実に進めた上で、抜本的対策を計画的		to the World Heritage List/Fujisan (Japan)
	に実施する。		NO. 1418)において景観改善等の必要性を指摘され
			た事項については、地域社会との合意形成に十分留
			意しつつ事業を進めており、計画的に改善が図られ
			ている。(P65)

戦略・方法	戦略・方法の概要	2016年1月までに実施された取組	進捗状況(2016年2月以降の取組)
	・自然災害等から来訪者・住民及び財産を保護	「地域防災計画」などの各種防災計画等に	引き続き、地域防災計画を始めとした各種防災計
	するため、「地域防災計画」などの各種防災計	基づく対策を進めた。特に突発的な噴火等に	画に基づく対策を進めている。特に突発的な噴火へ
to telefate annual control	画等に基づく対策を推進する。	対する対策について検討を進めた。また、「文	の対応として登山者への情報伝達等の充実を図っ
危機管理戦略	・山麓の構成資産への対応として、「文化庁防災	化庁防災計画」等に基づき、建造物の災害予	ている。また、「文化庁防災業務計画」等に基づき、
	業務計画」等に基づき、建造物の災害予防、	防、復旧及び入場者の安全対策等を実施し	建造物の災害予防、復旧及び入場者の安全対策を実
	復旧及び入場者の安全対策を実施する。	た。	施している。(P59)
	・資産への負の影響を把握するとともに、各種	新たな定点観測地点を選定するとともに、	山梨県・静岡県及び関係市町村は、『世界文化遺
経過観察指標	戦略の評価・見直しを行うため、観察指標を	富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況の	産富士山包括的保存管理計画』に定めた観察指標に
	拡充・強化する。	把握や、構成資産等における来訪者意識調査	基づく経過観察を毎年実施している。さらに、富士
の拡充・強化	・本栖湖北西岸の中ノ倉峠及び三保松原に加え、	を実施し、観察指標へ追加した。	山世界文化遺産協議会は、観察結果を年次報告書と
(勧告 f )	34 ヶ所を新たな定点観測地点として追加す		して取りまとめの上評価し、各種施策が有効に実行
	る。		されていることや資産及びその周辺に対する負の
			影響がないことを確認している。(P85)

以上のように、下方斜面の巡礼路の特定、情報提供戦略並びに来訪者管理戦略、上方の登山道等の総合的な保全手法、開発の制御の各項目に示した保存・活用の施策は、相互に分かちがたく結び付く部分を有しながら、着実に前進している。

さらに、災害発生時における来訪者・住民への情報提供と深く結び付く危機管理戦略 や、各項目の実施状況を的確に把握するための経過観察指標の拡充・強化についても着 実な前進が見られている。

また、管理体制については、包括的保存管理計画に定めた①富士山世界文化遺産学術委員会、②富士山世界文化遺産協議会作業部会、③富士山世界文化遺産協議会が定期的に開催され十分に機能していること、会議において、世界遺産委員会決議への対応等を協議するとともに、経過観察の年次報告書等を通じて関係者の意思疎通・協力が十分に図られていることなどから、管理体制は適切に運営されていることが明確となっている。

したがって、資産全体を「ひとつの存在 (an entity)」として、さらに資産のみならず緩衝地帯を含めた「ひとつ (一体)の文化的景観 (a cultural landscape)」として管理する方法・体系は、運営可能な状態にあるものと確信している。

# Ⅱ 下方斜面における巡礼路の特定

### 1 要旨

- ▶ 山梨県・静岡県は、巡礼路の位置・経路の特定に加え、構成資産相互の歴史的な関係性を示すため、「富士山世界遺産センター」を中心として、関係市町村と連携を図りながら、巡礼路等に関する調査・研究を計画的に進めている。
  - ・山梨県総合学術調査研究報告書の刊行(2016年3月)
  - ・須走口登山道に関する調査研究報告書の刊行(2018年度内予定)
  - ・大宮・村山口登山道に関する調査研究の着手(2017年度開始) 等

【参考資料1 (P10)】

- ▶ 山梨県・静岡県は、来訪者が、『信仰の対象』と『芸術の源泉』の両面から構成資産相互のつながりを容易に認知・理解できるよう、調査・研究の成果を情報提供戦略や来訪者管理戦略へ計画的・段階的に反映させている。
  - ・富士山世界遺産センター等における企画展、シンポジウムなどの開催
  - ・調査研究成果を踏まえたパンフレットの作成、山麓の構成資産を巡るモデルコース やガイドツアーの設定 等

【参考資料2 (P19)】

# 2 戦略に記載した取組の方向性

#### (1)総合的な調査・研究の継続

#### ア 調査・研究の成果の取りまとめ

これまで山梨県・静岡県及び関係市町村が個別に実施してきた調査・研究の成果を取りまとめ、今後、どのような調査・研究を行う必要があるのかを検討し、調査・研究の対象等を決定する。

#### イ 長期間にわたる調査・研究の継続

長期間にわたり、古文書・絵図等の調査・分析、道路遺構の実地踏査・発掘調査等の調査・研究を計画的に実施し、その成果を系統的に取りまとめる。

#### ウ調査・研究体制の確立・充実

山梨県・静岡県及び関係市町村双方が、調査・研究体制を確立・充実を図る。

#### (2)情報提供戦略等への反映

把握した「登山道・巡礼路の位置・経路」を、情報提供戦略に計画的・段階的に反映させる。

# 3 実施状況

# (1)総合的な調査・研究の継続

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
巡礼路に係る調査研究を実施し、関連資料の収集・把握・充実に努め、調査・研究の成果を集約する。	山梨県は、第 2 期富士山総合学術調査研究 (2012~2015 年度) として実施した、富士山周 辺の巡礼路の特定に関する研究成果を「山梨県富士山総合学術調査研究報告書II」にまとめ、2016 年3月に発行した。 静岡県は、2015 年に「富士山巡礼路調査委員会」を設置し、須走口登山道の調査を小山町と連携して実施しており、2018 年度に調査報告書を刊行する予定である。2017 年度からは、大宮・村山口登山道の調査にも着手している。
関係市町村が実施する調査・研究を集約し、必要に応じて指導・助言を行う。	山梨県は、関係市町村の文化財担当者を山梨県富士山総合学術調査研究調査員に委嘱し、市町村による調査・研究の成果を逐次集約している。 静岡県は、専任の研究員が随時指導・助言を行うほか、関係 10 市町と連絡会を開催し、調査・研究など様々な項目について意見交換を実施している。
富士山世界遺産センターを中心とした調査・研究体制を充実させる。	山梨県は、山梨県富士山総合学術調査研究として、学芸員を中心に外部研究者と共同で富士山に関する調査・研究を継続して進めている。 静岡県は、専任の研究員を中心に外部研究者と共同で、富士山に関する調査・研究を進めている。

# (2)情報提供戦略等への反映

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
世界遺産ガイド等を養成し、パンフレット等を作成・活用するなど、効果的な情報提供手法を確立する。	山梨県・静岡県は、世界遺産ガイドのスキルアップを図るため、定期的に講座を開催している。また、巡礼路に関して、山梨県では、富士山世界遺産センターを中心に情報提供を実施し、静岡県では、調査結果を報告書に取りまとめるほか、シンポジウムの開催を予定している。
学習講座を実施するとともに、博物館・美術館等における企画展・研究発表会等を開催する。	山梨県は、これまでの巡礼路に関する調査研究の成果を一般に広く紹介するため、山梨県立富士山世界遺産センターにおいて、企画展「探訪 富士山巡礼路」を 2017 年1月から 2月に開催するなど、企画展・写真展を通した情報提供に取り組んでいる。また、世界遺産富士山講座や富士山総合学術調査研究シンポジウムの実施、研究紀要等の刊行を行っている。 静岡県は、2015 年度から実施している須走口登山道の調査研究成果を一般に広く紹介するため、2018 年度にセミナーの開催を予定しているほか、研究員が実施している様々な調査研究成果を広く紹介するため、2017 年度には、市町と共催による富士山世界遺産セミナーや、国内外の研究者を招聘した国際シンポジウム等の開催、「富士山の曼荼羅」と題した開館記念の企画展の開催及び英文誌の刊行等、様々な事業に取り組んでいる。
「登山道・巡礼路の位置・経路」 に基づき、案内板・道標などの来訪 者を誘導する方法を検討し、潜在化 したルートを顕在化する。	山梨県・静岡県は、下方斜面における巡礼路の特定に関する調査・研究成果に着目し、「登山道・ 巡礼路の位置・経路」を踏まえ、山麓の構成資産 を巡るモデルコースやガイドツアーの設定を行い、富士山麓への周遊を推進している。

# <参考資料1>巡礼路の調査・研究

#### ■概要

静岡県は、これまで総合調査が実施されていない登山道及び山麓の構成資産間を結ぶ巡礼路の研究計画を策定するとともに、巡礼路等の調査を実施するため、2015年に考古学、歴史学、民俗学、美術史といった各分野の学識者で構成される「富士山巡礼路調査委員会」を設置した。

2015年から2018年度にかけては、小山町との連携の下に、須走口登山道の調査を実施し、2017年度からは、富士市及び富士宮市との連携の下に、大宮・村山口登山道の調査を開始している。なお、調査結果は、報告書として取りまとめるほか、シンポジウムの開催や富士山世界遺産センターの企画展等で紹介するなど、情報提供戦略へと適切に反映させることとしている。

また山梨県は、富士山をめぐる自然と人との関わりを総合的に調査・研究する山梨県富士山総合学術調査研究を2008年から実施し、第2期(2012~2015年度)では、富士山周辺の巡礼路の特定を通した各構成資産間の結びつきに関する研究を実施した。

さらに、2016年度から開始した第3期は、山梨県立富士山世界遺産センターが中心となり、「富士山文化の広がりに関する調査研究」をテーマとして、構成資産や巡礼路を拠点とした富士山の信仰文化の各地への普及・定着の変遷に関する研究を行う中で、巡礼路の未特定区間に関する調査・研究も継続実施している。

#### ■取組内容

#### (1)須走口登山道

#### ア 調査内容 (2015年度~2018年度)

静岡県は、文献収集(研究論文・刊行物等)、資料収集(歴史資料:古文書・古記録、民俗資料:古写真・絵葉書・信仰用具・御札類など)、旧御師や山小屋経営者などへの聞き取り調査、登山道の現地踏査、施設跡の測量などの方法により、考古、歴史、民俗、美術の各分野ごとに、須走口登山道の経路・位置の描出や須走地区の歴史的な背景について、調査研究を計画的に進めてきた。調査結果については、2018年度中に調査報告書として取りまとめるほか、セミナーや富士山世界遺産センターの企画展で情報発信を行う予定である。



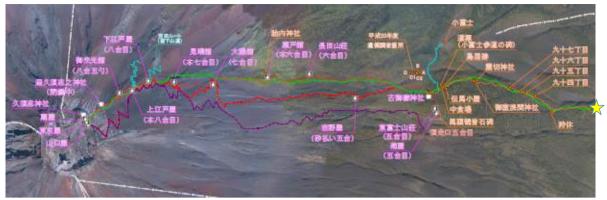
須走口登山道における現地踏査



御殿場市宝持院での富士山下山仏調査

# 年度別·区分別調査概要

区分	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
	・赤色立体地図等を利用し	・赤色立体地図等を利用して、山	・各分野の補足	・報告書の編
	て、馬返~古御嶽神社間の	頂~古御嶽神社・馬返~野中神	調査を実施(旧	集・刊行作
	現地踏査でGPS データを採	社(旧大日堂)間の現地踏査で	御師伝来の民	業。
In t	取し、登山道経路を確認し、	GPS データを採取し、登山道経	俗資料の調査、	・セミナー・
考古	調査図面に反映。	路を確認し、調査図面に反映。	御殿場市内の	企画展の開
	・登山道沿いの施設跡や石造	・登山道沿いの施設跡や石造物等	宝持院•久成寺	催。
	物等の確認調査。	の測量図面の作成。	に伝来する富	
		・懸仏2体の実測図面作成。	士山下山仏の	
	<ul><li>・小山町史編纂時に製作した</li></ul>	・須走口登山道に関わる古文書・	調査など)。	
	須走口登山道に関わる古文	古記録の写真撮影。	・報告書原稿の	
歴史	書・古記録のマイクロフィ	・須走口登山道に関わる古文書・	執筆。	
	ルムのデジタルデータ化を	古記録の活字翻刻。		
	実施。			
	・須走口登山道に関わる旧御	・須走口登山道に関わる旧御師や		
	師や山小屋経営者への聞き	山小屋経営者への聞き取り調		
	取り調査、および民俗関係	査、および民俗関係資料の写真		
民俗	資料の写真撮影。	撮影。		
	・冨士浅間神社境内の石造物	・野中神社 (旧大日堂) の祭礼調		
	調査。	查。		
	・裾野市内の車返霊場に伝来	・御殿場市内の大雲院・宝持院に		
	の富士山下山仏の調査。	伝来する須走地区旧蔵および		
美術	・小山町立図書館所蔵の須走	富士山下山仏の調査。		
	口登山道に関わるコレクシ			
	ョン資料の調査。			







調査箇所

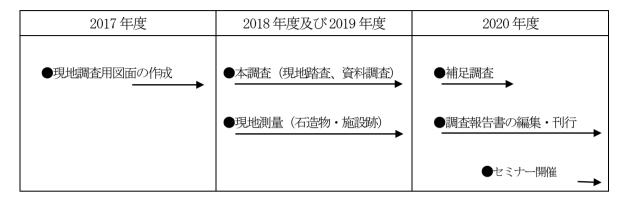
### イ 調査成果の概要

須走口登山道の調査成果の概要を以下に示す。

- ・1887 年測量の陸地測量部製作地形図や赤色立体地図等をもとに現地踏査を実施した際に取得した GPS データから、須走口の起点となる冨士浅間神社から終点となる冨士山頂までの経路を描出した登山道経路の図面を製作した。この図面は、これまで未調査の経路区間であった冨士浅間神社から古御嶽神社間の経路も含むものである。
- ・現地踏査によって明らかになった登山道沿いに現在も残る石造物や施設跡について調査を行い、 将来に伝えていくための実測図面を製作した。
- ・須走口登山道に関わる歴史資料、民俗資料を分析することにより、須走口登山道が果たしてき た歴史的な背景や登山道の利用状況などについて考察を行った。
- ・その他、須走口登山道に関わる資料群について、新たな資料の発見・把握と現状の伝来状況に ついて確認することができた。

#### (2) 大宮・村山口登山道

静岡県は、須走口登山道と同様に、富士山巡礼路調査委員会において策定した研究計画に基づき現地踏査、資料調査などを計画的に進め、その成果を報告書として刊行するとともに、セミナー等を開催し、積極的に情報発信を行う予定である。



#### (3)御中道

#### ア 調査内容

御中道は、富士山の中腹を周廻する巡礼路であり、富士講の修行の中で次第に固定化され、発展してきたが、幾筋もの沢を越えて進むため、各年代で大きく変遷してきたとみられる。

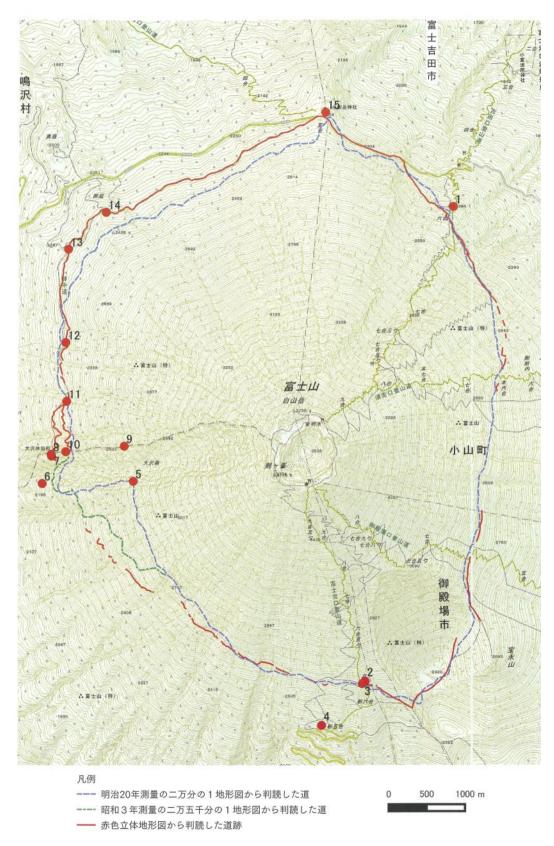
山梨県及び静岡県は、文献収集(研究論文・刊行物等)、資料収集(歴史資料:古文書・古記録、民俗資料:古写真・絵葉書・奉納物・御札類など)、登山道の現地踏査、施設や石造物等の調査などにより、御中道の経路・位置の描出やその変遷について、調査研究を進めてきた。

これまでの調査結果については、2017年度発行の「山梨県立富士山世界遺産センター研究紀要」に取りまとめた。

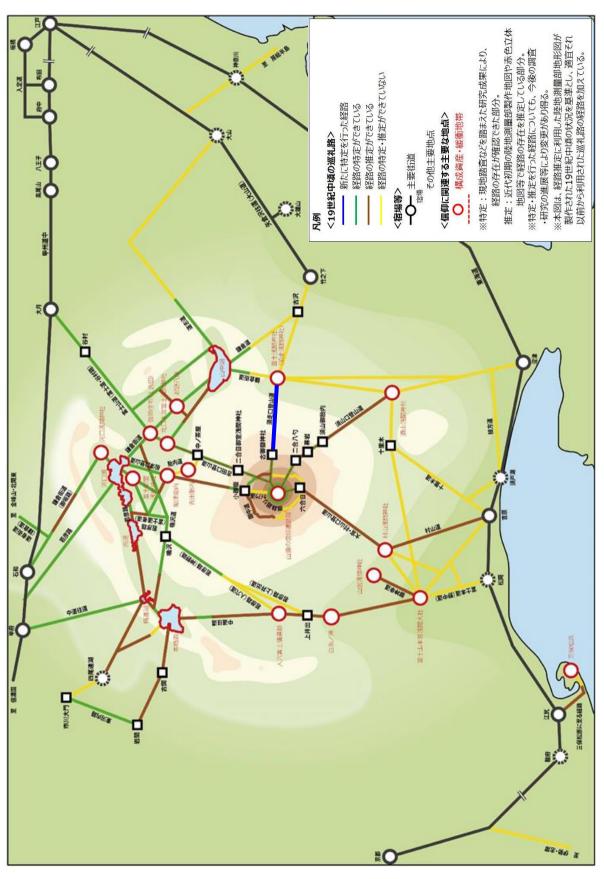
#### イ 調査成果の概要

御中道の調査成果の概要を以下に示す。

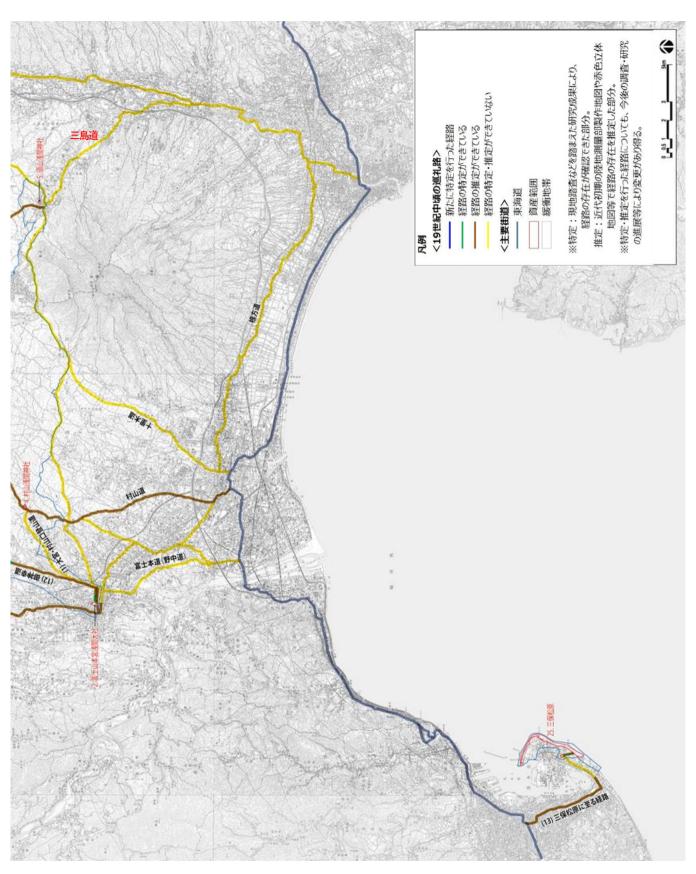
- ・最新の国土地理院発行の電子地形図を基本に、1887 年測量の陸地測量部製作地形図、1928 年 測量の地形図等を重ね合わせるとともに、現地踏査の情報を加味して赤色立体地図を判読し、 御中道のルートを図に示した(P14 参照)。
- ・このうち、大宮・村山口から大沢に至る部分は、道の変遷が見られ、特に御中道の行程の中で 最大の難所とされる大沢崩を渡る越場は大きく変遷しており、各種文献などから、かつて利用 されていた、標高 2800m 付近の「一ノ越」は、大沢の崩落の影響で 19 世紀初めには利用でき なくなっていたものとみられ、近代以降に「二ノ越」、「三ノ越」と呼ばれる越場につながる経 路が開かれたとみられる。



御中道調査地図(「山梨県立富士山世界遺産センター 研究紀要」2017)



巡礼路概念図



19世紀中頃の巡礼路経路図

### ■今後の取組(計画)

当面は、須走口登山道の調査結果について、情報提供戦略へと適切に反映させるとともに、大宮・村山口登山道の調査を計画的に進めていく。

さらに、中・長期的には、山麓及び山腹の構成資産間を結ぶ巡礼路のうち、富士山頂へと至る 登山道を中心に、主要街道から派生する巡礼路についても、順次計画的に調査・研究を進めてい くこととする。

#### 今後の巡礼路調査の対象として検討中の登山道・巡礼路の例

XX	路	概要
		17.00
サヤまぐちとざんどう 須山口登山道	裾野市	須山浅間神社から富士山頂へと至る登山道。
三島道	裾野市、三島市	東海道三島宿と須山口登山道の須山浅間神社を結ぶ。
しゅうり ぎ みち 十里木道	富士市、裾野市、御殿	東海道吉原宿から裾野市の十里木地区を通り須山地区へ
	場市、小山町	至り、さらに須走地区(小山町)までを結ぶルート。
根方道	富士市、沼津市	東海道吉原宿と沼津市岡宮浅間神社付近を結ぶ。
ゃぐらさわおうかん おおやまみち 矢倉沢 往還 (大山道)	小山町、御殿場市、裾野市、	相模国から足柄峠を越えて、竹之下(小山町)へ至り、東
大君沢 仕塚 (人山坦)	長泉町、沼津市	海道沼津宿へ至るルート。
かまくらかいどう みさか じ	山中湖村、小山町	山中湖から県境を籠坂峠を越えて、須走地区(小山町)へ
鎌倉街道(御坂路)	□ 上孙儿/ \1,□□1	至るルート。
かまくらみち	山中湖村、忍野村、	山中湖から県境を三国峠を越えて、古沢(御殿場市)地区へ
	小山町、御殿場市	至り、矢倉沢往還に合流するルート。
   こじんこうみち   御神幸道	富士宮市	富士山本宮浅間大社と山宮浅間神社を終点で結ぶ毎年4
447年 辛 坦	田上白巾	月と11月の山宮御神幸の際の巡行道。
中道往還	富士河口湖町、	富士山の西麓を経由して、甲府盆地と東海道吉原宿(富士
十月17年	富士宮市	市)とを結んだ古代以来の主要道。
カカひこ じ ひとあなみち かみい でみち 若彦 路 (人穴 道・上井 出 道	富士河口湖町、鳴沢村、	精進湖・本栖湖から人穴・上井出(富士宮市)を経て、富
石	富士宮市	士宮市の大宮町へ向かうルート。
	鳴沢村、富士河口湖町、	富士山の山腹の標高 2100m~2800m 付近を横へ一周する。
まちゅうどう 御中道	富士吉田市、山中湖村、	幾筋もの沢筋をまたがるため各年代で変遷が多い。
1441   1441	小山町、御殿場市、裾	
	野市、富士宮市	
みほのまつばら 三保松原に至る経路	静岡市	東海道江尻宿から駒越村まで久能山道を通り、そこから三
――小 石が (一土 の)社項		保半島中程の御穂神社まで至るルート。
たいないみち えちごみち むろみち 胎内道(越後道・室道)	富士吉田市、富士河口	吉田口登山道の中ノ茶屋から吉田胎内樹型、船津胎内樹型
加1年(國及坦:王坦)	湖町	に至る巡礼路。
なるさわみち 鳴沢道	鳴沢村、富士河口湖町、	本栖湖・精進湖から青木ヶ原樹海を横断し、鳴沢村を経由
7.571/1、1旦	富士吉田市	して上吉田(富士吉田市)へ向かう巡礼路。
j	富士吉田市、富士河口湖	山麓の8つの湖沼(西湖・精進湖・本栖湖・山中湖・河口
内八 海退	町、身延町、山中湖村	湖・泉瑞・明見湖・四尾連湖)を巡るルート(航路を含む)。

# <参考資料2>巡礼路を活用した周遊促進

#### ■概要

・登山者及び来訪者に構成資産相互のつながりを認知・理解してもらうため、巡礼路に関する調 査・研究の成果に基づき特定または推定された巡礼路等を活用し、山麓の神社や霊地を巡るモ デルコースの設定や巡礼者の受け入れ環境の整備などを行う。

#### ■取組内容

・山梨県は、プロジェクト推進のため、市町村、構成資産所有者及び観光団体等で構成する組織 を設置し、モデルコースの設定及びそれらを紹介するガイドマップの作成を行った。また、旅 行会社担当者の視察受け入れ等を通じた旅行商品造成支援や「行衣」、「御朱印帳」などのグッ ズの開発・販売支援等を行っている。

#### 【かつての巡礼者が辿った巡礼路・構成資産の周遊(例)】



富士講信者が宿泊した

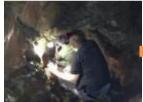


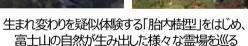




「御師住宅」

登山前には水で身を清めた伝統に倣い、様々な水場を巡る







登山の成功を祈った 「浅間神社」



を辿る

#### 【周遊を支援する施設、ガイド、ツール】



ガイダンス施設 (世界遺産センター)



ガイドツアー



宿泊施設

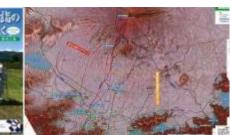


御料理









行衣

御朱印•御朱印帳

ガイドパンフレット(モデルコース、解説)

・静岡県は、構成資産の歴史的つながりと巡礼路の変遷の理解促進などのため、様々なテーマご とにモデルコースを設定し、旅行会社に積極的にPRするとともに、ホームページを通じて幅 広く情報提供している。2017年には、静岡県富士山世界遺産センターや周辺の構成資産を周遊 する旅行会社向けモニターツアーを開催した。

モデルコース①「噴火と遥拝」 自然と富士山の偉大なる力を体感コース 1/2









山宮浅間神社(鉾立石

コース特徴

富士山本宮浅間大社(健立石)

士山世界遺産センター (平成29年12月23日開館))等の要素で構成されたコース

	_1	ij
	ar-	
2000		
	6	
日帰りコース。日程	2	

・・・・・・・ 主に徒歩による移動を想定 === 車等による移動を想定

各地====山宮浅間神社(社殿を持たない神社・選拝所・鉾立石)===== ※富士山を直接選拝する選拝所がある神社

=====白糸の滝(名水百選・富士講の祖:長谷川角行修行の地)===== ※雄大な富士山の雪解け水が流れ落ちる、いにしえの修験者の修行の地

世界文化遺産「富士山」の構成資産を巡るとともに、自然・水・参拝・ニュースポット(静岡県富

=富士山本宮浅間大社 (全国1300余りの浅間神社の総本山・湧玉池・鉾立石) … ※古代の噴火を鎮めたとされる神社と、その溶岩の間から湧く、美しい湧き水の池

……静岡県富士山世界遺産センター……お宮横丁

※1階から5階を繋ぐ螺旋スロープの壁面には、富士登山をイメージできるような映像を見 ながら、擬似登山体験が可能

キーワード「噴火と選拝」

古来、富士山麓では、富士山に対する展望を意識して集落や祭祀の場が形成されていました。 8世紀から9世紀頃、人々は度重なる噴火を、火の神「浅間大神」の怒りと考えました。それを 鎮めるために山麓から山頂を仰ぎ見て崇拝する「選拝」の習慣が生まれ、各地に選拝所(この コースでは、山宮浅間神社)が設けられました。

移動手段例 マイカー/周遊パス

#### webサイトにおけるモデルコース紹介の例(静岡県)





旅行会社向けモニターツアー

# Ⅲ 来訪者管理戦略

### 1 要旨

- ▶ 山梨県・静岡県は、来訪者管理の目標として定めた「望ましい富士登山の在り方」を 実現するために、2015 年~2017 年の3年間に実施した調査研究結果に基づく指標及 び水準を設定するとともに、水準の達成を目指した対策を実施している。
  - ・登山者動態調査・意識調査等の実施及び結果の分析(2015年~2017年)
  - ・2019 年を目標とした 11 項目の指標及び水準の設定、水準達成に必要な対策の実施
  - ・目標最終年(2019年)に対策及び指標等の評価・見直しを予定(以降概ね5年毎に 実施予定)

【参考資料3 (P25),参考資料4 (P30)】

- ▶ 山梨県・静岡県は、上方の登山道において、特定の日・時間帯・箇所に集中する登山者数の平準化や登山者の安全確保のための情報提供等の対策を中心に実施している。また、山麓地域においては、下方斜面の巡礼路の特定や情報提供戦略との連携の下、来訪者の山麓の構成資産等への誘導又は周遊を推進し、構成資産相互のつながりや顕著な普遍的価値に関する来訪者の認知・理解を促進している。
  - ・混雑予想カレンダー等の作成、マイカー規制の継続、安全誘導員等の配置
  - ・モデルコース・ガイドツアーの設定、周遊ガイドマップ等の作成・配付 等

【参考資料2 (P19) [再掲]】

# 2 戦略に記載した取組の方向性

# (1)望ましい富士登山の在り方に基づく収容力の研究・指標の設定

将来にわたる富士山の保存と活用の調和を図る観点から、専門家の助言を得つつ、「上方の登山道の収容力」を中心とした調査研究を実施する。さらに、地元関係者等との協議の下、①登山の文化的伝統の継承、②展望景観の維持、③登山の安全性と快適性の確保(登山者数を含む)の視点に基づく多角的な視点からの複数の指標と指標ごとに望ましい水準を設定する。

#### (2) 施策の実施

富士山の保全に取り組む企業・団体・地元関係者等の連携の下に「望ましい富士登山の在り方」を実現するため、指標ごとに定めた望ましい水準の達成を目的として、 上方の登山道に着目しつつ、山麓地域を包含した施策を実施する。

### (3) 施策・指標の見直し

実施した施策、設定した指標と指標ごとの望ましい水準について、評価・見直しを 定期的に実施する。

# 3 実施状況

# (1) 収容力の研究・指標の設定

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
2015 年から 2017 年の 3年間の調査 研究結果を踏まえ、2018 年 7 月まで に、登山道ごとの 1 日当たりの登山者 数を含め、複数の指標と指標ごとの望	3年間の収容力に関する調査研究を実施するとともに、望ましい富士登山の在り方の3つの視点ごとに、合計 11 項目の指標及びその目標水準を設定した。
ましい水準を設定する。	さらに、今後、必要な施策を推進するととも に、継続的にモニタリングを実施し、適切な来 訪者管理を行う。

# (2) 施策の実施

# ア 上方の登山道

# ① 特定の日・時間帯に山頂付近に集中する登山者数の平準化の推進

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
山麓の駐車場と五合目との間のシャ	山梨県・静岡県は、マイカー規制期間中に運
トルバスの最終発車時間を見直すこ	行するシャトルバスの山麓からの最終発車時
と。	間を段階的に見直し、2016年に全日20時まで
	に前倒しした。
山麓からの登山を推奨すること。	富士吉田市は、「山麓からの登山」を推奨するため、情報提供を強化している。
下方斜面における巡礼路に関する調査・研究の成果に基づき、山麓の構成資産への訪問を誘導すること。	山梨県・静岡県は、下方斜面における巡礼路の特定に関する調査・研究成果に着目し、「登山道・巡礼路の位置・経路」を踏まえ、山麓の構成資産を巡るモデルコースやガイドツアーの設定を行い、富士山麓への周遊を推進している。(再掲)

# ② 普及啓発の推進

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
安全・安心な登山を行うための情報提供、マナー啓発等を行うこと。	山梨県・静岡県は、宿泊を伴わない夜通し登山の自粛要請やマナー啓発、安全・安心な登山を行うための情報提供を継続して行っており、2017年からは、登山日毎の混雑予想を掲載したカレンダーを作成し広報することで、登山者数の平準化に取り組んでいる。
「富士登山の観光・安全総合情報システム」を構築すること。	山梨県・静岡県は、登山計画の提出を促すため、 日本山岳ガイド協会が運営するアプリ「コンパス」の利用啓発に努めている。 静岡県は、「富士登山の観光・安全総合情報システム」として、観光アプリ「富士山ぐるぐる旅行」を構築し、「コンパス」との連携により、登山届の提出に加え、富士山周辺の観光情報や防災情報の提供に努めている。

# ③ 自家用車の通行規制

戦略に記載した対策の概要	進捗状況			
自家用車の通行規制を行うこと。	静岡県は、ふじあざみライン(須走口)において、2016年からマイカー規制期間を47日から63日間に拡大し、富士山スカイライン(富士宮口)と期間を統一し、開山期間全日実施している。山梨県は、富士スバルライン(吉田口)において2017年からマイカー規制期間を53日から63日間に拡大した。			

# ④利用者負担の実施

戦略に記載した対策の概要	進捗状況			
登山者からの任意の協力を求める	山梨県・静岡県は、「富士山保全協力金」への			
「富士山保全協力金」を着実に実施	理解を促進するため、インターネットやシャトル			
し、環境保全、安全対策等を図る事	バス内での事前案内を強化するとともに、現地で			
業を推進すること。	の受付体制の見直しを行っている。			

# ⑤トイレの適切な維持管理

戦略に記載した対策の概要	進捗状況			
上方の登山道のトイレの適切な維	環境省及び山梨県・静岡県は、トイレの処理能			
持管理を推進すること。	力に関する調査を実施しており、静岡県では、保			
	全協力金を活用した補助制度により老朽化した			
	設備の改修を行うなど、トイレの適切な維持管理			
	を進めている。			

# イ 山麓地域

# ①山麓の構成資産への訪問の誘導

戦略に記載した対策の概要	進捗状況				
下方斜面の巡礼路の特定により、	山梨県・静岡県は、下方斜面における巡礼路の				
来訪者を山麓の構成資産へ誘導する	特定に関する調査・研究成果に着目し、「登山道・				
こと。	巡礼路の位置・経路」を踏まえ、山麓の構成資産				
	を巡るモデルコースやガイドツアーの設定を行				
	い、富士山麓への周遊を推進している。(再掲)				

# ②山麓地域への周遊の推進

戦略に記載した対策の概要	進捗状況			
富士山麓地域の魅力を味わい体験 してもらうため、来訪者の富士山麓 への周遊を推進すること。	山梨県・静岡県は、下方斜面における巡礼路の特定に関する調査・研究成果に着目し、「登山道・ 巡礼路の位置・経路」を踏まえ、山麓の構成資産 を巡るモデルコースやガイドツアーの設定を行い、富士山麓への周遊を推進している。(再掲)			
構成資産間のつながりや顕著な普 遍的価値について来訪者の認知・理 解を促進すること。	山梨県・静岡県は、ガイドブックやホームページなどの広報媒体を通じた情報発信及びガイド等による案内を継続して実施している。			

# <参考資料3>「望ましい富士登山の在り方」の実現に向けた来訪者管理計画

#### 来訪者管理戦略(2016年1月 ユネスコ世界遺産センターへ提出)

- ▶ 来訪者管理の目標として 「望ましい富士登山の在り方」(①登山の文化的伝統の継承、②展望景観の維持、③登山の安全性・快適性の確保)を定義。
- ▶ 「望ましい富士登山の在り方」を実現するために、<u>指標を設け\* (PLAN)、対策を実施し(D</u>
   O)、2015 年を起点として、概ね5年ごとに指標・対策の評価(CHECK)・見直し(ACTION)を実施。
  - \* 来訪者管理戦略に示した**PLANに該当するものとして、**2015 年~2017 年の3年間の調査研究結果に基づき、指標・水準・対策等を示した来訪者管理計画を策定。

#### 来訪者管理計画

#### 1 調査研究結果の概要

登山者の意識	登山者の動態			
• 「人の多さが許容できない」、「危険を感じ	• 登山期間中、限られた日 [週末・お盆]・時間			
た」割合は登山者数に比例して増加する傾	帯[御来光前後]・箇所[吉田・須走口合流地			
向。	点(本八合目)より上方及び富士宮口山頂付			
• 「総合満足度」、「神聖さを感じた」等は登	近] において、登山者の集中に起因する著し			
山者数に関係なく一定割合存在。	い混雑が発生。			

#### 2 計画期間

「望ましい富士登山の在り方」の実現を長期目標としつつ、来訪者管理戦略を策定した <u>2015</u> <u>年を起点とした5年間(2019年まで)を計画期間</u>とする。

特に、登山の安全性・快適性を確保する観点から、極めて限定的に発生している著しい混雑の 解消を図ることを当面の重点目標とする。

### 3 指標・水準の設定

#### (1) 選定基準

指標	「望ましい富士登山の在り方」の実現につながり、変化を容易に確認できること。 など
水準	定量的な指標は、 <u>現状値から10%程度の改善</u> を目指す。 など

# (2)「望ましい富士登山の在り方」の実現に向けた指標・水準

	しい富士登山の 在り方			現状			水準	モニタリング
視点	区分	扫标	五川口	2015	2016	2017	(2019年の 目標値)	方法
十七世	頂上付近で御 来光を拝む場 合には、途中 の山小屋で宿 泊・休憩してい ること	伝統的な登拝の登 山形態と同様に、山 小屋で休息してか ら山頂で御来光を 拝む登山者の割合	全体	69.0%	68.2%	77.7%	80%以上	<ul><li>◎登山者アンケート</li><li>[分母は山頂で 御来光を拝んだ (見た)登山者 数]</li></ul>
-七世紀以来の登拝に起源する登山の文化的伝統の継承	特定された山 麓の巡礼路・登 山道からの登 山が行われて いること	古くからの巡礼路としてルートが特定されている吉田口登山道における山麓からの登山者の割合	吉田	11.9%	13.7%	12.4%	15%以上	<ul><li>◎吉田口五合目</li><li>登山者数カウント</li><li>[分母は吉田口</li><li>八合目登山者数カウント]</li></ul>
◎登山の文化的伝統の継	山麓の神社・霊 地等と登山道と のつながりが	山麓の神社や湖な どを巡ったのちに 富士登山をする文 化的伝統を知って いる登山者の割合	全体	32.9%	39.0%	47.0%	50%以上	<ul><li>○登山者アンケート</li><li>「以前から知っていた/今回の登山・訪問で知った人の割合」</li></ul>
策	認知・理解されていること	富士山に「神聖さ」 を感じた登山者の 割合	全体	83.0%	88.2%	85.9%	90%以上	<ul><li>○登山者アンケート</li><li>「感じた/少し感じた人の割合」</li></ul>
登山道及び山頂付近の良好な展望景観の維持	山小屋・防災関連の施設等の登山者のための施設が自然と調和していること	自然と調和しない人 工構造物による登 山道沿いの景観阻 害	全体	なし	なし	なし	非調和的要素が予見又は発見されない	による視認
	浸食・植生等の 変化による展 望景観への影 響が抑制され ていること	五合目以上における登山道の浸食や 植生等の変化による展望景観の変化	全体	なし	なし	なし	負の影響が 予見又は確 認されない	0 1 11 11

望ましい富士登山の 在り方		+七+西	&u.□	現状			水準	モニタリング
視点	区分	指標	登山口	2015	2016	2017	(2019年の 目標値)	方法
登山の安全性・快適性の確保	登山装備・登山 マナー等が理解 されていること	登山道や山頂付近 でゴミをよく見かけ た登山者の割合	全体		26.8%	19.6%	15%以下	◎登山者アンケ ート
		人的要因による文 化財き損届の件数	全体	1件	0件	2件	0件	◎特別名勝・史跡 富士山に係る文 化財き損届(五合 目以上)
	過剰な登山者数による混雑・危険・不満を感じない登山ができること	吉田口から登山し、誤って須走口に下山した人の割合(須走口五合目ガイド対応分)	吉田須走	0.72% (981 人)	0.48% (731 人)	0.54% (928 人)	0.4%以下	◎須走口五合目 ガイド対応者数 [分母は吉田口八 合目登山者数カ ウント]
		山小屋やトイレなど の登山者への支援 施設に不満を感じ た登山者の割合	全体	_	19.1%	19.3%	15%以下	<ul><li>◎登山者アンケートート</li><li>[とても不満/やや不満の割合]</li><li>(現状値はトイレへの不満の最大値)</li></ul>
		夏山期間を通じて 著しい混雑が発生	吉田	4 日	4 日	5 日	3 日以下	◎八合目登山者
		する登山者数/日*を超えた日数	富士宮	3 日	2 日	4 日	2日以下	数カウント ◎登山者アンケ ート
		* 吉田口:4,000 人/日	御殿場					<ul><li>混雑の許容度、</li><li>危険を感じた割</li><li>合等]</li></ul>
		富士宮口:2,000 人/日	須走	_	_	_	_	,1J

※登山者数に関する指標・水準の設定については、参考資料4に詳述する。

#### 4 対策の実施

### (1) 主に「登山の文化的伝統の継承」の実現に資する対策の例



### (2) 主に「展望景観の維持」の実現に資する対策の例



### (3) 主に「登山の安全性・快適性の確保」の実現に資する対策の例



### 5 指標・対策の評価・見直しの実施

▶ モニタリングは、機器や人件費に過度な経費を必要とせず、継続的に実施可能な方法を採用。

モニタリング方法	周期
アンケート調査、登山者数調査、現地職員による記録、法的手続きの届出件数、 景観変化の観察	毎年
登山者動態調査	概ね5年

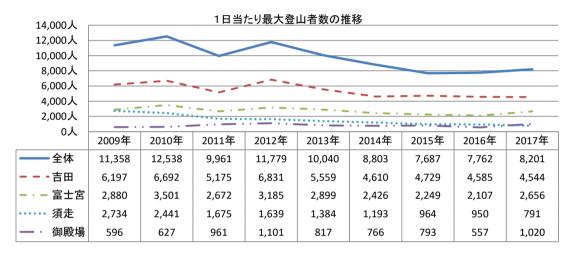
- ▶ 計画最終年(次回は2019年)に指標・水準の達成状況を評価するとともに、次期計画期間の指標・水準等を決定。
- ▶ 特に、著しい混雑が緩和された場合には、登山者数に着目し続けるのではなく、危険・不満を感じない等の登山者意識に着目した指標等を設定するなど、「登山の利用体験の質の向上」を図る。
- ▶ 富士山世界文化遺産協議会が実施状況を把握し、評価・見直しを実施。

### <参考資料4>登山者数に関する指標・水準の設定

来訪者管理戦略では、複数ある指標の1つとして、「登山道ごとの1日当たりの登山者数」を 設定することとしていることから、近年の登山者数の傾向や登山道における混雑の発生状況等を 多角的に分析するとともに、地元関係者や登山者の理解・協力が得られるよう検討を進め、登山 者数に関する指標・水準の設定を行った。

#### 1 登山者数の推移・傾向

- 2017年の全体登山者数は、ピーク時(2010年)に比べ約2割減少(320,975人→248,411人)
- 2017年の1日当たりの最大登山者数は、ピーク時(2010年)に比べ約3割減少。(12,538人→8,201人)



### 2 登山道における混雑の発生状況

- GPSロガーを用いて位置情報や速度等を把握する動態調査を実施した結果、登山道における混雑の発生は、**極めて限定的**なものであることが判明した。
- さらに調査結果を元に、登山道ごとに特定区間の登山者密度、所要時間等を推計した結果、 登山者数の増加に比例して登山者密度の高まりや所要時間の増加が見られることなどを確 認した。

#### 3 指標の設定

- 来訪者管理戦略では、「登山道ごとの1日当たりの登山者数」を含めた複数の指標を設定することとしたが、登山の安全性や快適性が損なわれるような著しい混雑は、恒常的に発生しているわけではないため、単に「1日当たり登山者数」と表記しても、限定的に発生する混雑の緩和に直結しない上、登山者数を超えた段階で入山規制が始まるものと誤解される恐れがある。
- このため、「特定の日・時間帯・箇所における著しい混雑の緩和」を目指す 明確に伝わるよう、次のとおり登山者数に関する指標を定める。

【指標】 夏山期間を通じて著しい混雑が発生する登山者数/日を超えた日数

#### 4 目標水準の設定

特定の日・時間帯・箇所の混雑の緩和を目指す観点から、指標に定めた「夏山期間を通じて著 しい混雑が発生する1日あたりの登山者数を超過した日数」を減らすことを目標とする。

### (1) 著しい混雑が発生する1日当たりの登山者数

#### ア 収容力(登山者数)の概念

- ➤ ユネスコ世界遺産センター発行(2002年)の「世界遺産における来訪者管理~世界遺産管理マニュアル」では、収容力を「物理的収容力」、「社会的収容力」及び「生態的収容力」の3つの概念に分類している。
- ▶ 富士山の上方の登山道において、現状では生態的収容力で規定することは困難であるため、 主に物理的収容力及び社会的収容力の観点から著しい混雑が発生する1日当たりの登山 者数を導出する。

### 収容力の概念

### 物理的収容力

利用可能なスペースとの関係で捉えられる。「設備収容力」とも呼ばれ、宿泊客に提供可能なベッド数、駐車場が満杯となる車の数、キャンプ地におけるキャンプ客数、劇場での座席数等で規定される。

### 富士山への適用可能性

登山者意識調査・動態調査等の研究結果から、登山 者密度は、登山者数の増加に伴って高まり、かつ混雑 への許容度が低下する関係性が見られることから、社 会的収容力の指標である登山者意識と組み合わせる ことで、収容力導出の根拠となり得る。

一方、広大な登山道や山頂部で物理的に収容できる 人数は、社会的・生態的収容力を上回る。また、施設・ 設備の収容・処理能力から収容できる人数は、整備状 況に左右されるため、これらを富士山の収容力の根拠 とすることは、妥当でない。

#### 社会的収容力

心理的、社会文化的なものであり、ある利用スペースにおいて、何人以上になるとレクリエーション体験の質や利用者の満足度が落ちるといった限界値のこと。

登山者意識調査・動態調査等の研究結果から、登山者数と登山道の渋滞、登山者の満足度・混雑への許容度等に相関関係が見られることから、特に登山の安全性・快適性を確保する観点から収容力導出の根拠とする。

#### 生態的収容力

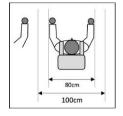
生態系が持続可能な機能を維持しつつ、どの程度の人為的干渉に耐えることができるかということ。

五合目以上の登山道は、厳しい自然環境(風雨・融雪)による浸食が発生する箇所が見られる一方、堅牢な溶岩で形成されている箇所では登山行為による影響を受けにくく、また、標高が高くなるにつれて、動植物がほとんど見られないなど、土壌の浸食及び生物個体数等から収容力を導出することは困難である。

### イ 1人当たり必要面積(登山者密度)

- ▶現地調査等の結果から、富士登山において、前後左右の人と接触しないためには、次の距離が必要と推計。
  - ・前後の間隔80cm (必要な前者との空間 [30cm] +荷物と人の厚み [50cm])
  - ・左右の間隔 100cm (人の幅 [80cm] +ストック等の振れ幅 [左右各 10cm])
- ➤ これより、1人当たり必要面積は最低0.8 m²/人。
- ▶ これを密度に換算すると、 $1.25 \text{ 人/m}^2$ となり、密度がこれ以上高まると混雑すると想定する。



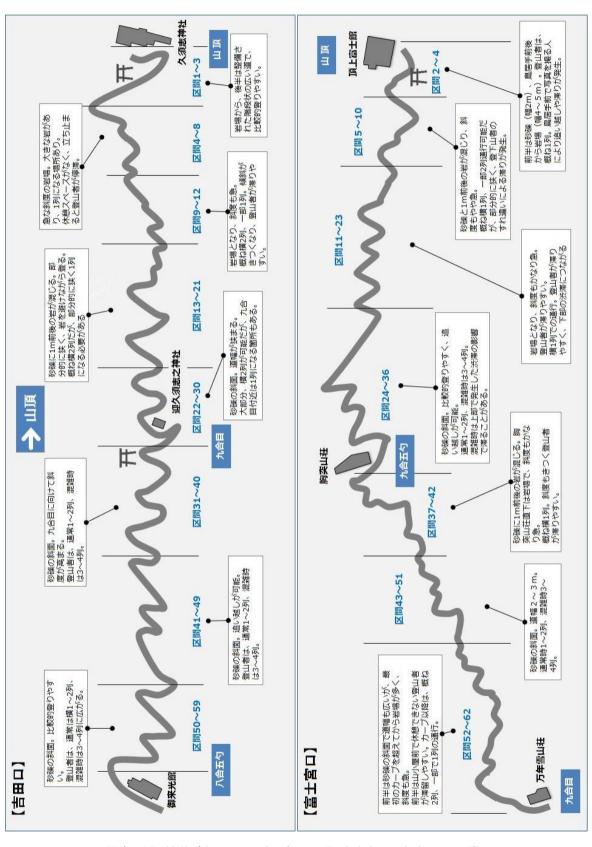


### ウ 登山者数別の登山者密度等の変化

- ▶ 吉田口及び富士宮口における、御来光時間前後の頂上付近の登山者密度や登山者意識を、登山者数別に推計した。
- ➤ その際、登山者の集中状況を登山者密度(登山者の間隔)により区分した上で、それぞれ次表に示す色で視覚的に表現した。

	<ul><li>・前の登山者を気に せずに自分のペースで歩行が可能。</li><li>・手を広げても周囲の登山者とぶつかることはない。</li></ul>	・前後に登山者はいるが、連続歩行が可能。 ・手を広げるとストック等が周囲の登山者 にぶつかる危険がある。	<ul><li>・時々立ち止まる必要がある。</li><li>・前の登山者に注意していないと、急に立ち止まった際にぶつかる危険がある。</li></ul>	<ul><li>・止まりながら徐々に進む。</li><li>・ストックやザックがぶつかり合う。</li><li>・前方の登山者が転倒した場合、巻き込まれる危険性がある。</li></ul>
登山者の 様子				
基準 (登山者の間隔)	~0.67 人/㎡ (間隔 100cn 以上)	0.67~1.00 人/㎡ (間隔 100-50cm)	1.00~1.25 人/㎡ (間隔 50-30cm)	1. <b>25 人/㎡~</b> (間隔 30cm 未満)
推計に示す密度の色	白	黄	橙	赤

登山者の集中度合いと登山者密度



調査区間の特徴(吉田口:八合五勺~山頂、富士宮口:九合目~山頂)

# ①吉田口

田口												
	山者数	3,500 人										
(前日	登山者数)											
登山者密度		开 山頂直下 九合魚河 村 (迎久神社) 一 八八十二 (御)	To	2:00 0.22 0.16 0.16 0.20 0.21 0.27 0.20 0.28 0.28 0.33 0.33 0.30 0.30 0.30 0.30 0.30 0.3	5:15 0 2.25 0.33 0.33 0.36 0.52 0.29 0.58 0.39 0.44 0.32 0.19 0.35 0.66 0.35 0.66 0.35 0.66 0.35 0.66 0.35 0.66 0.35 0.66 0.35 0.66 0.35 0.66 0.35 0.36 0.36 0.36 0.36 0.36 0.36 0.36 0.36	3:00 0.43 0.18 0.13 0.18 0.93 0.40 0.30 0.40 0.52 0.67 0.67 0.67 0.72 0.72 0.72 0.72 0.72 0.73 0.73 0.73 0.73 0.74 0.75	3:30 0:82 0:38 0:28 0:22 0:28 0:29 0:61 104 0:52 0:71 108 0:52 0:71 0:86 0:63 0:71 0:65 0:71 0:65 0:71 0:65 0:71 0:72 0:72 0:73 0:74 0:	0.93 0.51 0.22 0.28 1.02 0.28 1.02 0.84 0.77 1.10 1.22 0.69 0.47 0.30 0.49	1.19. 0.96 0.29 0.27 1.47 0.70 0.88 0.73 0.70 0.70 0.68 0.71 0.40 0.80 0.71 0.12 0.06 0.01 0.15 0.12 0.06 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01	5:00 0,77 0,56 0,18 0,21 1,24 0,43 0,40 0,38 0,38 0,38 0,68 0,04 0,23 0,12 0,12 0,12 0,12 0,12 0,12 0,12 0,12 0,12 0,12 0,12 0,12 0,12 0,13 0,04 0,05 0,05 0,06 0,07 0,07 0,07 0,07 0,07 0,07 0,07 0,07 0,07 0,04 0,07 0,07 0,07 0,07 0,04 0,03 0,07 0,07 0,07 0,07 0,07 0,04 0,03 0,07	5:30 0.65, 0.15 0.15 0.14 1.11 0.45 0.37 0.29 0.14 0.32 0.17 0.08 0.09 0.04 0.07 0.05 0.04 0.02 0.04 0.02 0.04 0.05	6:00  0.46  0.25  0.27  0.14  0.48  0.26  0.29  0.19  0.16  0.09  0.07  0.00
御来为	光館~山頂	日中出発	È								5	8分
直下位	直下の所要時間		午前2時出発								9	7分
混雑許容度	登山道の人の多さが許容できない 9.4%						9. 4%					
登山者	(登山道)	登山道の人の多さがあまり許容できない							24	1.8%		
意識	混雑許容度	山頂の人の多さが許容できない								9.6%		
	(山頂)	山頂の人の多さがあまり許容できない								22	2.0%	
危険の認識		無理な追い越しによる危険があった								22	2. 4%	
登山	者の様子	20	16/8/15	4:32	Щ	直直下	前	日登山	山者数	t 3,655	9人	
		<ul> <li>御来光</li> </ul>										7で密
			発生す									
備考												

4,000 人		4,500 人		
ID ************************************	0 5:30 6:00	ID 202000 2:30 3:00 3:30 4:00 4:30 5:00	5:30 6:00	
2 0.28 0.27 0.52 0.97 1.11 1.39 0.9	5 0.80 0.57	2 0.33 0.30 0.60 1.11 1.30 1.68 1.14	0.95 0.68	
5 0.11 0.18 0.13 0.28 0.30 0.33 0.1		4         0.24         0.45         0.12         0.45         0.58         1.45         0.72           5         0.13         0.20         0.13         0.29         0.32         0.37         0.17	0.14 0.28 0.17 0.42	
6 0.26 0.34 0.21 0.23 0.30 0.31 0.2 7 岩がある 0.74 0.71 1.03 1.14 1.05 1.69 1.3		6 0.30 0.39 0.25 0.24 0.33 0.36 0.24 7 岩がある 0.81 0.73 1.13 1.25 1.08 1.01 1.37	0.17 0.19 1.42 0.73	
9 0.23 0.60 0.42 0.62 0.87 1.04 0.4	6 0.54 0.28	9 0.25 0.69 0.44 0.63 0.91 1.21 0.49	0.62 0.31	
10         0.31         0.32         0.35         0.61         0.85         0.88         0.4           11         0.18         0.45         0.46         0.50         0.60         0.85         0.4	2 0.35 0.21	11 0.21 0.50 0.52 0.48 0.66 1.01 0.46	0.41 0.23	
13 0.40 0.49 0.51 0.72 1.19 0.78 0.4 15 0.53 0.47 0.75 1.10 1.26 0.86 0.8		13 0.47 0.54 0.54 0.67 <b>159 0.87 0.44</b> 15 0.64 0.51 0.78 1.13 1.42 1.01 0.94	0.40 0.18 0.18 0.12	
17         0.35         0.38         0.82         0.81         1.48         0.79         0.4           19         0.25         0.24         0.70         1.12         0.83         0.49         0.2	1 0.43 0.07	17 0.43 0.43 0.96 0.89 1.73 0.93 0.48 19 0.31 0.26 0.75 1.25 0.97 0.55 0.33	0.54 0.08 0.22 0.07	
21 0.29 0.20 0.65 0.71 0.55 0.44 0.2	5 0.08 0.03	21 0.33 0.22 0.76 0.80 0.63 0.49 0.28	0.08 0.04	
25 0.36 0.36 0.51 1.02 0.99 0.78 0.1	3 0.09 0.06	25 0.43 0.38 0.52 1.18 1.18 0.88 0.13	0.12 0.04 0.10 0.06	
27         1.12         0.72         0.67         0.73         0.96         1.02         0.6           30         九合目神社下         0.51         0.38         0.71         0.61         0.55         0.14         0.0		27         128         0.77         0.72         0.84         1.14         1.24         0.79           30         九台田神社下         0.61         0.44         0.78         0.66         0.63         0.16         0.05	0.58 0.33 0.04 0.03	
32 九合目島居 0.31 0.48 0.82 0.95 1.18 0.12 0.0	4 0.07 0.04	32 九合目鳥居 0.37 0.54 0.92 1.15 1.42 0.13 0.05	0.08 0.04	
34         0.23         0.55         0.91         0.82         0.78         0.08         0.0           36         0.17         0.31         0.88         0.83         0.28         0.04         0.0	4 0.05 0.01	34	0.05 0.11 0.06 0.01	
38 0.13 0.55 0.72 0.77 0.52 0.18 0.0 40 0.32 0.94 1.09 0.88 0.20 0.14 0.1		38 0.13 0.64 0.84 0.92 0.60 0.20 0.07 40 0.34 1.10 1.30 1.05 0.22 0.15 0.12	0.03 0.04 0.07 0.04	
42 0.10 0.48 0.35 0.24 0.23 0.11 0.0	2 0.02 0.02	42 0.12 0.57 0.42 0.27 0.26 0.13 0.02	0.01 0.02	
47 0.30 0.56 0.34 0.20 0.09 0.13 0.0	7 0.02 0.04	47 0.34 0.66 0.39 0.23 0.11 0.16 0.07	0.03 0.09 0.03 0.04	
48 0.73 0.74 0.50 0.21 0.18 0.07 0.0 50 0.57 0.52 0.38 0.18 0.13 0.04 0.0		48 0.88 0.85 0.56 0.23 0.20 0.07 0.09 50 0.65 0.57 0.41 0.21 0.16 0.04 0.07	0.05 0.08 0.03 0.08	
52         0.82         0.69         0.45         0.17         0.07         0.04         0.0           56         0.66         0.32         0.20         0.10         0.05         0.03         0.0	4 0.04 0.08	52 0.99 0.81 0.50 0.20 0.07 0.04 0.05	0.05 0.09	
58 <u>0.86 0.67</u> 0.41 0.25 0.09 0.07 0.0	4 0.07 0.20	56         0.76         0.34         0.21         0.10         0.06         0.03         0.03           58         0.96         0.78         0.46         0.27         0.09         0.07         0.04	0.05 0.03 0.08 0.26	
59 御未光館前 1.23 0.93 0.81 0.27 0.65 0.71 0.4	8 0.53 0.13	[59] 御来光館前 1.35 0.92 0.86 0.25 0.73 0.78 0.53	0.60 0.15	
日中出発 60分		日中出発	61分	
午前2時出発	105分	午前2時出発	112分	
一十月12年7月7年	1057J	一十月 2 时山光	1147,	
登山道の人の多さが許容できない	11. 1%	登山道の人の多さが許容できない	12.8%	
74.1.24.0.1.0.4.1.22.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.	00. 50/	75.134の1の夕に35.15.10ではつから、	00.00/	
登山道の人の多さがあまり許容できない	28. 5%	登山道の人の多さがあまり許容できない	32. 2%	
   山頂の人の多さが許容できない	11. 2%	山頂の人の多さが許容できない	12. 7%	
山頂の人の多さがあまり許容できない	25. 2%	山頂の人の多さがあまり許容できない	28.4%	
無理な追い越しによる危険があった	24. 5%	無理な追い越しによる危険があった	26, 5%	
, = 5 5 5 5 5 5 5 5 5	_ = = - 70	3, _ , _ 3, _ , _ , _ , _ , _ , _ , _		



2017/8/6 5:21 九合目付近 前日登山者数 4,066 人

- ・登山道上に大きな岩がある区間7で密度赤の状況が1時間以上継続する。
- ・岩場が始まる区間 17~15 では連続して密度赤 の発生が見られる。
- ・九合目より下に密度黄の区間が広がる。



2017/8/13 3:22 九合目付近 前日登山者数 4,544 人

- ・密度赤の状況が同時に複数個所で発生し、1時間以上継続する箇所や同時に2区間に亘って連続する箇所が散見される。
- ・九合目以下でも密度赤が発生し、4000 人時と 比較して密度橙の区間が増える。

# ②富士宮口

	山者数 登山者数)	1,500 人				
登山者密度		出頂直下   日本日本   日本日本日				
万年雪山	芷~山頂直下	(万年雪山荘) <sup>(17)</sup> 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				
の所要時間		午前2時出発 52分				
	混雑許容度 (登山道)	登山道の人の多さが許容できない4.4%登山道の人の多さがあまり許容できない13.0%				
登山者 意識	混雑許容度	山頂の人の多さが許容できない 4.6% 山頂の人の多さがあまり許容できない 10.9%				
	危険の認識	山頂の人の多さがあまり許容できない 10.9% 無理な追い越しによる危険があった 17.3%				
登山者の様子 2015/8/12 4:47 山頂直下 前日登山者数 1,494 人						
備考		・御来光後に山頂直下で密度赤の状況が 1 時間程度発生するが、他の区間で密度赤が発生することはない。				

2,000 人		2,500 人		
S	6-30   7-30	S	10	
日中出発	32分	日中出発	31分	
午前2時出発	57分	午前2時出発	62分	
登山道の人の多さが許容できない	5. 7%	登山道の人の多さが許容できない	7.0%	
登山道の人の多さがあまり許容できない	17. 3%	登山道の人の多さがあまり許容できない	21.6%	
山頂の人の多さが許容できない	5. 9%	山頂の人の多さが許容できない	7. 3%	
山頂の人の多さがあまり許容できない	13. 9%	山頂の人の多さがあまり許容できない	16. 8%	
無理な追い越しによる危険があった	21.5%	無理な追い越しによる危険があった	25. 7%	



2017/8/13 2:58 九合五勺付近 前日登山者数 1,919 人

・御来光後の山頂直下の混雑(赤密度)の継続時間 が長くなる。また、下の箇所でも登山時および下 山時に赤密度が発生し、区間 44 周辺では同時間 帯で2区間に渡っている。



2017/8/6 6:06 山頂直下 前日登山者数 2,290 人

・御来光後に山頂直下で長時間に亘り密度赤の状況が発生し、7時30分頃まで解消しない。また、複数の区間において密度赤の状況が見られるとともに、1時間以上継続する箇所や2区間に亘って連続する箇所も見られる。

### エ 富士山における「著しい混雑」の定義及び発生の目安

#### ●「著しい混雑」の定義

▶ 現地調査の結果及び前項の推計結果から、富士山における「著しい混雑」を次のとおり定義する。

山頂から九合目までの区間において、**登山者密度が 1.25 人/㎡以上になる状態が同時に 複数箇所で発生**し、かつ、**一つの区間で 1 時間以上継続**する又は **2 区間以上連続して発生** する状況。

### ●「著しい混雑」の発生目安

▶ 「著しい混雑が発生する登山者数/日」については、物理的収容力及び社会的収容力(登山者密度の登山者意識の関係等)に係る調査結果及び「著しい混雑」の定義を踏まえ、関係者間の合意を経て、

『吉田口 : 4,000 人/日』 『富士宮口: 2,000 人/日』

と設定する。

▶ 御殿場口及び須走口(吉田口と合流する本八合目より下)は、現状では目立った混雑が発生しないため、指標・水準は設定しない。

#### (2) 2019年の目標水準

➤ 2019 年の目標値は、前項で設定した登山者数を超えた日数を減らしていく観点から現状 (2015~2017年の超過日数の平均値)を踏まえ、

『吉田口 : 3日以下』 『富士宮口: 2日以下』

と設定する。

■富士山の上方の登山道の収容力に係る調査・研究結果及びそれらに基づく来訪者管理計画の 詳細については、下記 URL 参照のこと

http://www.fujisan-3776.jp/preservation/visitor-management/management-plan/index.html

# Ⅳ 上方の登山道等の総合的な保全手法

### 1 要旨

- ▶ 山梨県・静岡県は、来訪者の登山行為による登山道への影響を抑制するため、「望ま しい富士登山の在り方」の実現を目指し設定した指標に基づく来訪者管理を実施して いる。
  - ・シャトルバスの最終発車時間の見直し、マイカー規制の継続
  - ・混雑予想カレンダーの作成など登山者数の平準化に向けた情報提供の強化 等 【参考資料3 (P25) [再掲]】
- ▶ 山梨県・静岡県は、信仰行為としての登拝に起源を持つ、登山道及び山小屋、さらに それらの維持・運営に不可欠なトラクター道について、周囲の自然環境や景観に配慮 した材料・工法による維持補修を実施するとともに、施設外観・看板等の修景を行う など、景観との調和に向けた取組を進めている。
  - ・定期的な登山道パトロールの実施、周辺環境に適した人工構造物への修景
  - ・山小屋整備ガイドラインの策定(2016年3月) 等

【参考資料 5 (P41), 参考資料 6 (P44)】

### 2 戦略に記載した取組の方向性

### (1) 来訪者管理戦略の確実な実施

来訪者による登山道への影響の抑制を図るため、登拝の本質を継承した「望ましい富士登山の在り方」の推進を目指し、来訪者管理戦略に定めた対策を確実に実施する。

### (2) 展望景観等に配慮した材料・工法の選択

登山道の維持補修には、常に自然環境、神聖な雰囲気、登山道からの良好な展望に 配慮した適当な材料・工法を採用する。

# 3 実施状況

### (1) 来訪者管理戦略の確実な実施

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
来訪者数の平準化のための対策	山梨県・静岡県は、シャトルバスの最終発車時
等を講じることにより、来訪者によ	間の見直しによる弾丸登山の抑制など、登山者数
る登山道への影響の抑制を図る。	の平準化に向けた取組を進めるとともに、「望ま
	しい富士登山の在り方」を実現するために指標等
	の設定を行った。

# (2) 展望景観等に配慮した材料・工法の選択

# ア・登山道

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
登山道の浸食箇所及び登山行為 による影響等を把握し、維持補修業 務に適当な材料・工法を反映させる などの維持管理の充実を図る。	山梨県・静岡県は、開山期間中、定期的に登山 道パトロールを実施し、不具合を確認した場合に は維持補修を行うなど、適切な維持管理を行って いる。
落石防護壁等の人工構造物の設置・改修に当たっては、展望景観へ与える影響を緩和するための材料・工法を定める。	山梨県は、現地での実証実験や多様な分野の専門家の意見を踏まえ、それぞれの周辺環境に適した人工構造物の修景手法を採用する。

### イ 山小屋

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
山小屋の施設外観・看板類等の現	環境省、山梨県・静岡県及び関係事業者等は、
状を把握するとともに、改善を行う。	富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)の管理計画
	及び富士山における標識類総合ガイドライン等
	を適切に運用し、外観等の維持・改善に努めてい
	る。
	山梨県は、富士山の自然・景観を尊重した山小
	屋施設の修景を図るため、2016 年3月に「吉田
	口山小屋の整備ガイドライン」を作成し、中長期
	的に山小屋の修景や信仰に関わる要素の保存・伝
	達に取り組んでいる。

# ウ トラクタ一道

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
トラクター道等の現況を把握し、	山梨県・静岡県は、関係者間でトラクター道の
展望景観への影響の程度を分析す	現況や展望景観への影響の把握に努めている。
る。	
貨物用車両の効果的な運行方法及	山梨県・静岡県は、貨物用車両の運行方法や環
び低騒音・低排出ガス車両の導入等	境への影響について、関係者間で協議・検討を継
の対策に取り組むための協議・検討	続して実施している。
を継続する。	

### <参考資料5>人工構造物の修景対策

#### ■概要

・山梨県は、登山者等の安全対策及び登山道の保全のために整備している、落石防護壁などの人工構造物について、周囲の環境に適合した修景を行うため、専門家や登山者の意見を踏まえ、対策工法の抽出・検討を行った。

### ■取組内容

#### 1 試験施工の概要

- ・登山者等の安全対策及び登山道の保全のため、登山道周辺に整備されている人工構造物(導流堤・鋼製自在枠)について、眺望や自然景観に配慮した修景を行うため、富士山に適した対策工法の抽出・検討を行った。
- ・対策工法の選定にあたっては、2015年度に富士山登山者(日本人及び訪日外国人)へのアンケート調査を実施した。
- ・対策工法を確立するため、各種の対策工法の試験施工を実施した。なお、修景対策の手法・ 効果検証にあたっては、有識者(山梨県景観アドバイザー)からアドバイスを得た。

### 【試験施工の実施状況】

	工 種	概 要		施工実	施年度	
	上性		2014	2015	2016	2017
	挿し木工 (直挿し)	・現地採取材(ミヤマヤナギ・フジイタドリ等)の挿し木・播種による壁面緑化	•			
緑化工	挿し木工・播種工 (保水材・基盤材使用)	・初期乾燥を防止する補助基盤材等 を併用		•		
	挿し木工・播種工 (保水材・基盤材・緑化材使用)	・一定期間養生し、発根させた緑化 材を使用			•	モニタリン
	吹付工	・テクスチャ・質感などを現地の景観に調和させる骨材を混入した塗料 吹付による塗装工	•	•		グ・評価
化粧パネルエ		・火山岩を化粧材に用いたパネル材による修景	•	•		
天端スコリア敷均し工		・現地採取のスコリアを、導流堤天端部に敷均す修景		•		

### 【各種対策工法の実施状況】



緑化工(挿し木)実施箇所(定着したもの)



緑化工 (挿し木) 試験施工実施状況



吹付工施工箇所



吹付工施工表面



化粧パネル工施工箇所



化粧パネル工施工箇所



天端スコリア敷均し工施工箇所



天端スコリア敷均し工実施箇所(天端部)に自然侵入した 自生植物種(オンタデ)

### 2 試験施工結果と今後の方針

- ・見下げの景観に対しては、「天端スコリア敷均し工」の効果が高いことから、本施工として 採用する。
- ・見上げの景観に対しては、「吹付工」が有効と考えられるが、個別の構造物の周辺環境に合わせた色調の選定や複数色での塗り分け等、さらに修景効果の高い工法を継続検討する。
- ・また、「緑化工」については、人為的な挿し木・播種は実現性が低いため、対策工としては 採用しないが、機械施工も含めた改良案(植物が生育するための基盤吹付による自然侵入 の促進等)を検討し、試験施工を実施する。

### 【試験施工評価結果】

工種	総合評価	総括及び2018年度以降の方針
緑红	Δ	<ul><li>・現在の人力による対策工法(現地採取材を使用した挿し木・播種)は、実現性が低いことから対策工法としては採用しない。</li><li>・今後は、周辺の既存植生の種子の自然侵入を促進する手法(基盤吹付による種子定着の促進等)を検討する。</li></ul>
吹付工	0	<ul><li>・骨材の使用による陰影・テクスチャにより周囲の景観に馴染み、耐久性などと合わせ一定の効果が得られた。</li><li>・さらに修景効果が高い改良案(個別の構造物の立地に適した色調の選定、複数色での塗り分け、現地スコリアの吹付等)の試験検討を継続実施する。</li></ul>
化粧パネルエ	×	<ul><li>・平面的な印象になりやすく、富士山以外の溶岩材料のため修景効果が小さい。</li><li>・修景効果に対し耐久性や経済性が低いことから、対策工法として採用しない。</li></ul>
天端スコリア敷均し工	©	<ul><li>・導流堤天端部の景観改善が図られるとともに、自然侵入による 緑化についても相乗効果が得られた。</li><li>・施工性及び修景効果が高いことから、本施工として採用する。</li></ul>

### <参考資料6>山小屋整備ガイドラインの策定

#### ■経緯

・山梨県は、富士山の特質である「神聖さ」・「美しさ」を維持するため、山小屋の外観及び標識類などの改善を進めるため、特に山小屋が連続して建ち並ぶ吉田口登山道において、「富士山吉田口登山道の山小屋整備ガイドライン(修景編)」を2016年3月に策定した。

### ■「富士山吉田口登山道の山小屋整備ガイドライン(修景編)」の概要

#### 1 山小屋の修景上の課題

- 景観の煩雑さを生じさせる要素の存在 (敷地の制約のため、斜面にせり出す懸け造りで設置された施設等)
- 伝統的な建築意匠や信仰に関わる要素の減少 (石積みや屋根石が減少し、岩室に由来する富士山の山小屋の特徴が希薄化)



吉田口登山道六合目付近からの眺望



施設の配置 (見上げ)

#### 2 基本方針

- ① 富士山の自然・景観を阻害しない施設等の修景の推進 (建築物及び附帯設備等に関する修景基準の設定)
- ② 富士山の神聖な雰囲気の醸成に向けた取組の推進 (伝統的建築意匠等の継承)

### 【建築物に関する修景基準】

項目	修景基準	
敷地割 •規模	・整備に当たっては、既存規模程度内での改築又は建替えのための新築とし、新たな宿舎施設の設置は認められない。	
小儿头	・新たな盛土造成や懸造りを伴う改築又は建替えは原則行わない。なお、敷地割は現状維持を原則とするが、盛土造成や懸造りの解消等に資する場合は、この限りでない。	
	・現状の敷地割が狭隘で、かつ公益目的に係る建築物並びに工作物の改築又は建替えのための新築で、懸造り等による方法しか採り得ない場合は、関係機関と協議の上、必要十分な修景対策を行うものとする。	
	・懸造9の施設において、床裏や柱組が露出している場合には、外壁と同一の塗装またはルーバー等により景観への影響を低減するよう努める。	
	・将来的に、盛土造成や懸け造りを解消するよう努める。	
構造	・構造は、木造在来軸組工法を原則とする。ただし、災害対策等の目的により構造材の一部に木材以外の材料を使用する場合など、修景上問題がないと判断できる場合には、この限りでないものとする。	
階数・高さ	・階数・高さは現状維持を原則とする。	
屋根	<ul><li>・屋根は勾配屋根とし、勾配は2/10~4/10の範囲とする。</li></ul>	
	・屋根形状は切妻様式とする。	
	・屋根材料は鋼板など施工や耐久性、防災機能などを考慮した素材を基本とする。	
	・素材(塗料)の色彩は焦げ茶色を基本とし、明度・彩度に配慮し、反射を抑えたものとする。	
	・伝統的な山小屋の意匠伝承のため、屋根の置石を推奨する。この場合、石の大きさや形状、材質をできるだけ揃えるよう配慮する。	
軒•軒裏	・軒裏は、屋根、または外壁の色彩との統一を図る。	
外壁	・外壁は、従来からの形状を維持し、単純、簡素なものとする。	
. —	・素材(塗料)の色彩は焦げ茶色を基本とし、明度・彩度に配慮し、反射を抑えたものとする。	
	・伝統的な山小屋の意匠伝承のため、岩石を積み上げた腰壁を推奨する。	
開口部•	・建具の色調は、木製では生地仕上げ又は茶褐色系統、アルミ等の金属製では焦げ茶色系統とする。	
建具	・開口部の位置及び形態は、山小屋全体の外観上の調和に配慮するとともに、室内の信仰空間の雰囲気が登山道から感じられるように工夫する。	
樋•配管	・樋や配管は、建物外壁または屋根、周囲の色彩との統一を図る。	
	・水タンクへの配管は、可能な限り埋設するなど、周囲の環境に調和するよう配慮する。	

### 【附帯設備等に関する修景基準】

But the property of the first o		
項目	修景基準	
設備機器	・登山道等から見えないような配置・形状を基本とする。やむを得ず登山道からの見上げや見下ろしの眺	
水タンク	望に影響を与える配置となる場合(なっている場合)は、側面や上部に外壁と色彩が統一されたルーバー(目隠し)や石囲いの設置等により、周囲の景観と調和するよう配慮する。	
	・上記の配慮の有無に係わらず、建物外壁や屋根の色彩との統一を図ることとする。	
屋外	・屋外広告物は「富士山における標識類総合ガイドライン」(富士山標識関係者連絡協議会)の基準に従	
広告物	うものとする。	
その他	・富士山の神聖な雰囲気の醸成に向けた以下の取組を推進する。	
	▶ 富士山の神聖さを伝える重要な要素の保存・継承	
	▶ 建物外部から信仰とのつながりが容易に認識できる工夫	
	▶「山小屋ミュージアム」のリニューアルや拡充 等	
	・冬囲い等に用いる材料についても、建物外壁や屋根、周囲の景観に調和する素材・色彩を用いるものとする。	

### ①富士山の自然・景観を阻害しない施設等の修景

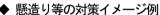
#### 懸造り等の対策イメージ

遠景や見上げ景観において、景観を阻害する要因となっている「懸造り」(斜面にせり出すように立てる工法)や盛土造成で建てられたトイレ等の施設は、規模は小さくとも景観への影響が大きいため、将来的にこれらを解消していくことを検討。

#### ◆ 懸造りの小屋が景観に与える影響

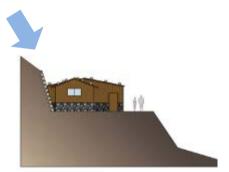
登山道から見下ろした 場合に、背景がなく、 空中に浮いた不自然 な印象







改築等の機会までの措置として、外壁と同一の途装、 あるいはルーバー等の設置による陰影処理等により 景観に与えている影響を低減させる



将来的に、敷地の形状・形質の変更を行い盛 土造成や懸造りを解消することが望ましい(登 山道から谷側では、登山道と盤高を同じとする 建築物・工作物は設置しないよう配慮)

#### ②富士山の神聖な雰囲気の醸成に向けた取組

### 富士山の山小屋の伝統的な建築意匠や信仰等に関わる要素の伝承

富士山の山小屋の簡素な建築や石積み、屋根石は、富士山の山岳環境に裏付けられた特徴的な 意匠手法であり、富士山の景観と調和するだけでなく、富士山信仰を支えてきた山小屋の歴史的 な営みを現在に伝えるもの。その積極的な継承によって神聖な風情・雰囲気を醸成。



屋根石



腰壁石積



山小屋ミュージアム

# V 情報提供戦略 (interpretation strategy)

### 1 要旨

- ▶ 山梨県・静岡県は、巡礼路の特定等を含めた総合的な調査研究の中心的役割を担い、 かつ情報発信の拠点施設として「富士山世界遺産センター」を整備し、調査・研究成 果を系統的に蓄積するとともに、公開活用を推進している。
  - ・山梨県立富士山世界遺産センター開館(2016年6月)、静岡県富士山世界遺産センター開館(2017年12月)
  - ・絵画、写真・映像、文献等のデータベース化の推進・公開、山梨県・静岡県共通データベースの作成の検討 等 【参考資料7 (P51)】
- ▶ 山梨県・静岡県は、「富士山世界遺産センター」を中心として、顕著な普遍的価値等の情報提供を実施するとともに、構成資産相互のつながり等に関する認知・理解を深めるために、巡礼路等に関する調査研究成果を活用し、来訪者を山麓の構成資産へ誘導する取組を進めている。
  - ・富士山世界遺産センター等における企画展、シンポジウム等の開催

【参考資料 9 (P58)】

・モデルコース・ガイドツアーの設定、周遊ガイドマップ等の作成・配布 等

### 2 戦略に記載した取組の方向性

### (1)調査・研究の推進及びその成果の反映

### ア 調査・研究の実施

「富士山世界遺産センター」が中心となり、博物館及び関係市町村等との連携の下に富士山に関する調査・研究を推進する。

### イ 調査・研究成果の還元

山梨県・静岡県は、調査・研究成果を系統的に蓄積し、公開活用に寄与する。

### (2) 顕著な普遍的価値の伝達及び適切な情報提供の実施

### ア内容

山梨県・静岡県が中心となり、富士山の顕著な普遍的価値を伝達するとともに、保 全に関する施策について適切な情報提供を行う。

### イ 体制の整備及び人材育成

山梨県・静岡県は、情報発信の拠点施設として、「富士山世界遺産センター」の建設 及び運営組織の確立を進めるとともに、関係市町村の連携の下に地域に根ざした人材 として「世界遺産ガイド」等を育成する。

#### ウ 手法

山梨県・静岡県が中心となり、上記の方向性を反映したソフト面及びハード面における効果的な情報提供手法を構築する。

### 3 実施状況

### (1)調査・研究の推進及びその成果の反映

### ア 調査・研究の実施

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
「富士山世界遺産センター」を中	山梨県は、山梨県富士山総合学術調査研究とし
心とした調査・研究体制を確立する	て、学芸員を中心に外部研究者と共同で富士山に
とともに、長期的な視野に基づき調	関する調査・研究を進めている。
査・研究計画の策定及び学際的な調	静岡県は、専任の研究員を中心に富士山に関す
査・研究の活動を推進する。	る調査研究を進めている。更に、国内外の研究者
	を客員研究員として招聘し、共同研究を進めるな
	ど、調査研究体制の充実を図っている。
顕著な普遍的価値の認知・理解の	山梨県・静岡県は、富士山の顕著な普遍的価値
状況を把握するため、来訪者への意	等に関する理解の状況を把握するため、来訪者へ
識調査を実施する。	の意識調査を継続して実施している。

### イ 調査・研究成果の還元

一 明正 明フいベネマスをプロ	
戦略に記載した対策の概要	進捗状況
収集した文献及び調査・研究成	山梨県・静岡県は、「富士山世界遺産センター」
果のデータベース化を検討し、そ	の共通データベースの作成を検討している。
れらの蓄積・公開活用を推進する。	山梨県は、富士山世界遺産センターにおいて、「冨
	嶽三十六景」を始めとする富士山に関する絵画や写
	真・映像をデータベース化して公開している。
	静岡県は、収集した文献等を体系的に集積するた
	め、データベース化を進めている。2015 年度に古
	文書等の電子データ化を行い、2016 年度には、富
	士山を題材とした絵葉書 2,500 枚の電子データ化
	を開始し、一部についてWEB公開を開始した。

# (2) 顕著な普遍的価値の伝達及び適切な情報提供の実施

### ア内容

### ① 顕著な普遍的価値の伝達

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
富士山信仰の形態及び歴史的な	山梨県・静岡県及び関係市町村は、世界遺産一覧
変化に着目しつつ、自然と人間と	表への記載から5年が経過したことを記念して、信
の関わりが独特の信仰を育み、優	仰の対象と芸術の源泉としての富士山を再認識し、
秀で多様な芸術作品を生み出した	その価値を後世に継承していくためのシンポジウム
ことを紹介する。	を開催するとともに、関連する書籍の執筆、編集に
	携わった。

巡礼路の特定により描き出した 構成資産相互のつながりについて 来訪者の認知・理解を促進し、山 麓の構成資産へと誘導する。 山梨県・静岡県は、下方斜面における巡礼路の特定に関する調査・研究成果を踏まえ、「登山道・巡礼路の位置・経路」を活用した、山麓の構成資産を巡るモデルコースやガイドツアーの設定を行い、富士山麓への周遊を推進している。

### ② 保全の取組

### 戦略に記載した対策の概要 進捗狀況 安全・安心な登山を行うための 富士山における適正利用推進協議会では、外国人 情報提供、マナーとルールの啓発 来訪者を含む、登山者に対する、五合目の実情に応 等を行う。 じた安全登山の情報提供やマナー啓発の方法等につ いて、議論を進めている。 小山町及び関係機関は、須走口五合目における安 全登山の情報提供等の充実に向けた具体策の検討を 進めている。 山梨県・静岡県は、弾丸登山の自粛要請やマナー 啓発、安全・安心な登山を行うための情報提供を継 続して行っており、2017年からは、登山日毎の混雑 予想を掲載したカレンダーを作成し広報すること で、登山者数の平準化に努めている。

### イ 体制の整備及び人材育成

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
情報発信の拠点施設として、「富 士山世界遺産センター」を建設し、 事業活動を担う職員の配置を進め	山梨県は、「山梨県立富士山世界遺産センター」に 富士山保全、調査研究及び教育普及等に携わる職員 を配置した。
る。	静岡県は、調査研究等を担う専任の研究員を採用 し教育普及等に携わる職員とともに配置した。また、 関係市町や博物館等との連携を推進するため、関係 市町と意見交換を行っている。
顕著な普遍的価値の伝達や保全の取組に関する情報提供を行うとともに、「世界遺産ガイド」等を養成する。	静岡市は、三保松原が持つ歴史・文化的価値や魅力を国内外に向けて情報発信する拠点として、また、松原の保全活動拠点として、2018年度中の開館を目指して「(仮称) 静岡市三保松原ビジターセンター」の整備を進めている。
	山梨県・静岡県及び関係市町村が連携し、「世界遺産ガイド」を養成するとともに、スキルアップを図るため、定期的に講座を開催している。

### ウ 手法

## 戦略に記載した対策の概要 進捗狀況 静岡県は、2015年度から2017年度まで、富士 学校教育や富士の国(ふじのくに) づくりキッズ・スタディ・プログラ 山の文化的価値の理解を促進するため、富士山を ム等と連携した授業・講座を実施す 詠った短歌を作り学ぶ出張授業を県内小学校で る。 実施した。 山梨県・静岡県は、富士の国づくりキッズ・ス タディ・プログラム (KSP) の教材を県内全小 学校に配布して授業での活用を促進している。 静岡県は、2016年に、KSPの教材等を活用 し、富士山麓の小学校と遠隔地の小学校をテレビ 会議で結び、富士山や郷土の歴史について学ぶ交 流学習を実施した。 山梨県・静岡県は、2018年に、NPO法人と ともに、全国の小学生に幅広く学んでもらえるよ う、KSPの教材をインターネット上で公開し、 全国的な活用を図っている。【参考資料8 (P57)】 山梨県は、富士山世界遺産センターにおいて、 「富士山世界遺産センター」や博物 館・美術館等において企画展・研究 企画展・写真展の開催、世界遺産富士山講座やシ ンポジウムの実施、研究紀要等の刊行を行ってい 発表会等を開催する。 る。 静岡県は、巡礼路を始めとする調査研究の成果 をセミナー等で発信しているほか、和文誌及び英 文誌として刊行した。 また、静岡県富士山世界遺産センターの「企画 展示室」を活用した企画展を年4~5回程度開催 する予定であるほか、「研修室」を活用して研究 員等が講師を務める館内講座を開始した。 さらに、2つの世界遺産センターが共同して企 画展やシンポジウムの開催、公開講座における講 師の相互派遣などを行う。

### <参考資料7>富士山世界遺産センターの開設

### ■概要

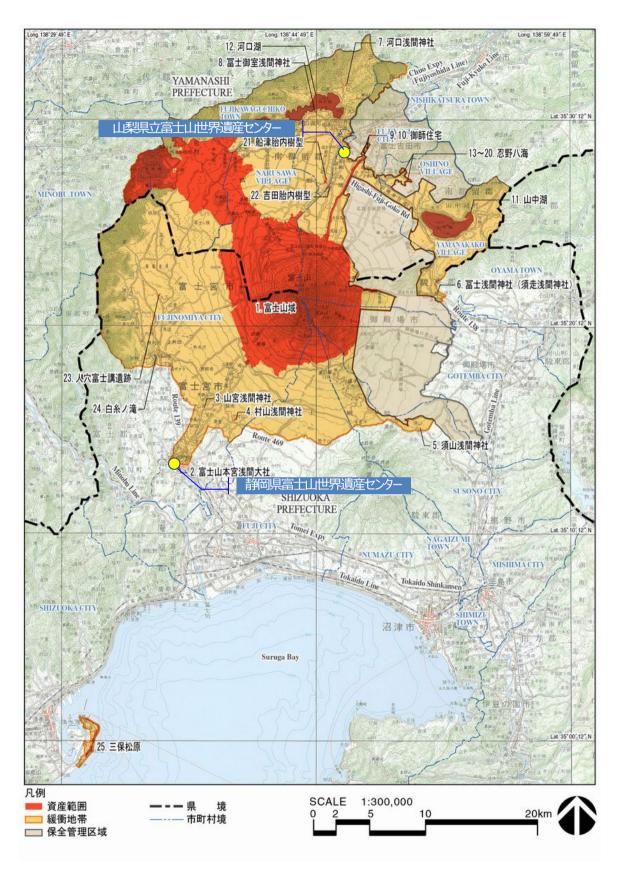
- ・山梨県・静岡県は、富士山に係る包括的な保存管理の拠点とするとともに、富士山の自然、歴史・文化に加え周辺観光等の情報提供を行うなど、訪れる多くの人々のニーズに対応する拠点施設として、それぞれ「富士山世界遺産センター」を開設した。
- ・「富士山世界遺産センター」では、顕著な普遍的価値を伝えるための展示や出前講座等での普及啓発、専任の研究員や学芸員による巡礼路の調査研究、その成果をセミナーで情報発信を行う等の積極的な情報発信を行っている。

### ■取組内容

- ・山梨県は、2016年6月、富士山北麓に「山梨県立富士山世界遺産センター」を開館し、2018年8月までに約90万人が訪れた。
- ・また、静岡県は、2017 年 12 月、富士山南麓に「静岡県富士山世界遺産センター」を開館し、 開館後 9 ヶ月で 40 万人を超える来館者が訪れている。
- ・このように、両県の「富士山世界遺産センター」は多くの人々に富士山の顕著な普遍的価値を 伝える情報発信の拠点として充分に機能している。

#### ●施設概要

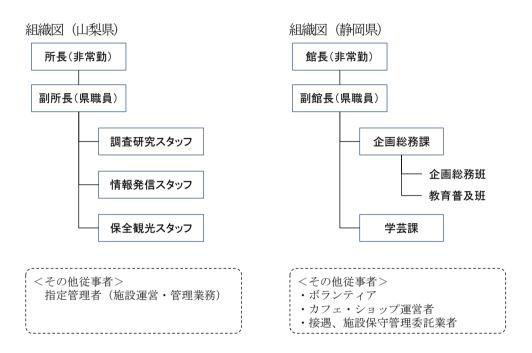
山梨県	静岡県
期地面積: 27, 246. 59 ㎡ 延床面積: 1, 581. 28 ㎡ <諸室構成> ・展示室 824. 49 ㎡ ・図書・資料室 72. 38 ㎡ ・多目的ホール 47. 24 ㎡ ・会議室 52. 61 ㎡ ほか ※旧富士ビジターセンター(既存施設)	敷地面積: 6,086.70 ㎡ 延床面積: 3,410.98 ㎡ <諸室構成> ・常設展示室 1151.82 ㎡ ・企画展示室 125.89 ㎡ ・図書室 63.57 ㎡ ・研修室 75.03 ㎡ ・映像シアター 91.75 ㎡
・会議室 52.61 m² ほか	・研修室 75.03 m <sup>2</sup>



富士山世界遺産センター位置図

### ●組織体制

- ・「富士山世界遺産センター」における、富士山の保全や調査・研究、普及啓発に係る業務は、 山梨県・静岡県がそれぞれ直接担い、施設の運営や管理に係る業務は、指定管理、民間委託等 を導入し効果的、効率的な運営を行っている。
- ・このうち、県が直接担う業務に関しては、専門知識を有する研究員又は学芸員、教育普及を担 う教員を配置するほか、外部専門家と連携し、幅広い分野の学術研究等を進めている。



#### ●施設外観





山梨県立富士山世界遺産センター





静岡県富士山世界遺産センター

### ●展示内容

- ・世界遺産富士山の価値を、「見て」、「聴いて」、「触って」体験しながら理解いただけるよう、 様々な工夫をこらしている。
- ・また、学術研究の成果などを幅広く紹介するため、定期的に企画展を開催している。

#### 【主な常設展示(山梨県)】

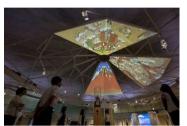
・山梨県では、豊かな自然と人々の営みが生み出した信仰と芸術、時空を超えて広がり続ける世 界遺産富士山の世界が体験・体感できるよう、展示を構成し、スマートフォンアプリを利用し て7カ国語の音声案内を実施している。



御中道回廊



富嶽360(さんろくまる)



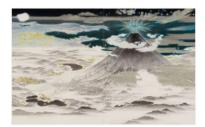
胎内ビジョン



富士山百画



広がる富士山の世界



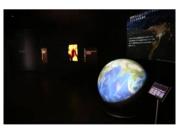
富士北麓参詣曼荼羅図

### 【主な常設展示※(静岡県)】

・静岡県では、登拝する山(擬似登山体験)、聖なる山、美しき山などの様々な展示を通じて神聖で美しい富士山と人間が織り成す富士山の顕著な普遍的価値を体験・体感できるよう来館者に伝えている。



登拝する山(擬似登山体験)



荒ぶる山



聖なる山



美しき山



育む山



展望ホール

※展示解説は、一部を除きタッチパネルによる日英中(簡体・繁体)韓対応

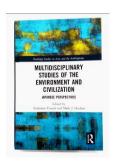
### ●調査研究

- ・総合的な調査・研究の継続のため専門の学芸員又は研究員を配置するとともに、関係市町村、 外部の有識者とも連携したうえで調査研究を行っている。また、関連資料の収集・把握・充実 に努めている。
- ・巡礼路の調査研究において、静岡県では、2015 年度に、富士山巡礼路調査委員会を設置し須 走口登山道の調査研究を行い、2018 年度に調査報告書を刊行し、調査研究成果を踏まえた企 画展等を開催する予定である。2017 年度からは、大宮村山口登山道の調査を開始した。
- ・学術研究において、山梨県では、「山梨県富士山総合学術調査研究委員会」を主宰し、富士山の自然環境、考古・歴史・民俗、有形文化財及び文学等の外部研究者のネットワークを構築し、富士山に関する学術研究を推進している。研究成果は毎年度報告書にとりまとめ、一般向けの報告会を開催している。
- ・静岡県では、研究員の調査研究成果を和文誌と英文誌として刊行することとしており、2016 年度及び2017 年度に、日本の出版社から和文誌「環境考古学と富士山」を刊行し、2017 年度には、英国の出版社から英文誌"Multidisciplinary Studies of the Environment and Civilization"を刊行した。
- ・また、静岡県では、専任の研究員の調査研究成果を広く社会に還元するため、2015 年度から、「富士山世界遺産セミナー」を開催しており、2018 年度は、8月に小山町と共催で「富士山須走口登山道の歴史と民俗」をテーマに開催し、11月に裾野市と共催で「富士山をめぐる旅と文学」をテーマに開催する予定である。
- ・この他、静岡県では、2018年3月に、ふじのくに地球環境史ミュージアムと共催で「富士山学を拓く〜世界遺産富士山から読み解く人類世の自然と文化」と題した国際シンポジウムを開催した。





総合学術調査研究(山梨県)



和文誌・英文誌の発行(静岡県)



研究紀要等の発行(山梨県)



富士山世界遺産セミナー(静岡県)

#### ●情報発信•普及啓発

- ・富士山についての理解・関心及び後世に継承する気運を高めるための「出前講座」の開催等により、積極的な情報発信・普及啓発を行っている。静岡県では、2017年度は、51回、3,464人に出前講座を行っており、引き続き積極的な情報発信・普及啓発を行う。
- ・積極的に教育旅行の誘致を行い、未来を担う子供たちに富士山の価値の理解促進を図っている。 山梨県では、新たに開発した教育プログラム等を活用し理解促進を図っている。
- ・顕著な普遍的価値及びその適切な保存管理について、来訪者の理解を深め、案内することができる「世界遺産ガイド」の養成に積極的に取り組み、静岡県では、世界遺産ガイドを2015年度2月末時点で、247名養成し、定期的にスキルアップ講座を開催している。山梨県では55名(2017年度)の世界遺産ガイドが、来館者に対し世界遺産富士山の価値を紹介し、富士山の歴史や文化への理解と関心の向上を図っている。
- ・収集した関連資料の公開に努めており、ライブラリーを設置し一部資料については常時閲覧可能としている。また、静岡県では、富士山を題材とした絵葉書アーカイブをWEBで公開した。



出前講座の開催(静岡県)



教育旅行受け入れ(山梨県)

### ●富士山の保全

・富士山の保全のための保全協力金の徴収や安全対策等の広報に努めており、山梨県では、富士山の環境保全や登山者の安全指導などを目的に「富士山レンジャー」を配置し、植物等の不法 採取の監視や登山マナーの指導、環境教育等の活動を行っている。

#### ■今後の取組(計画)

- ・山梨県の御中道巡礼路調査研究において、静岡県の研究員が参加し、2つの世界遺産センター が連携した。今後、富士山に関する幅広い研究成果の共有やその普及活動等について、連携し て取り組む。
- ・また、山梨県・静岡県及び関係市町村等が一体となり、来訪者の受け入れ体制を構築する。

### <参考資料8>富士の国づくりキッズ・スタディ・プログラムの実施

#### ■概要

・認定NPO法人富士山世界遺産国民会議と山梨県・静岡県は、浮世絵「富嶽三十六景」を題材とした教材を利用した授業を小学校で実施することを通じて、富士山の文化的価値を知り、「富士山」や「日本」を大切に思う気持ちを醸成することを目的としたプログラムを推進している。

### ■取組内容

- ・2012年に、社会科指導用教材を開発し、山梨県・静岡県の全小学校と東京都の一部小学校に配付し、社会科等の授業において活用を図り、2015年には、より使いやすくするため教材の改定を行った。
- ・さらに 2018 年には、これまでに開発した教材等をデジタル化し、全国の学校現場等で幅広い 活用促進を図っている。



webサイト (https://www.fujinokuni-kids-study.jp/)



映像教材

- <その他提供資料>
  - ·指導案
  - ·授業解説
  - ・ワークシート
  - ·浮世絵解説
  - ·歴史解説 等



富士見地図

### <参考資料9>遺産登録5周年記念シンポジウムの開催及び書籍の刊行

#### ●シンポジウムの開催

- · 日時/場所: 2018年6月22日13:00~16:30/東京都
- ・富士山世界文化遺産協議会は、世界文化遺産登録5周年記念シンポジウムを開催し、識者による基調講演やパネルディスカッションを行い、信仰の対象と芸術の源泉としての顕著な普遍的価値を改めて発信するとともに、保全の課題を共有した。

項目	テーマ	出演者
基調講演	「世界から見た富士山の魅力ー信仰の対象と芸術の源泉」	松浦晃一郎(元ユネスコ事務局長)
神供	「富士山ヴィジョンをめぐって」	西 村 幸 夫 (日本イコモス国内委員会委員長)
パネル ディス カッシ ョン	「世界遺産富士山の課題と展望」	パネリスト 松浦晃一郎 五十嵐敬喜 (日本景観学会前会長) 岩 槻 邦 男 (兵庫県立人と自然の博物館名誉館長) 清 雲 俊 元 (富士山世界文化遺産学術委員会委員) コーディネーター 西 村 幸 夫

#### ●書籍の刊行

- ・富士山世界文化遺産協議会は、シンポジウムの開催に合わせ、「信仰の対象と芸術の源泉 世 界遺産富士山の魅力を生かす」と題した書籍の編集に協力、執筆し、富士山の保全に関係する 団体、図書館、高等学校などに広く配布した。
- ・刊行された書籍は、幾多の時を経過しても色褪せない内容にするとの方針の下、単に世界遺産 一覧表記載時の世界遺産委員会の指摘に係る保全にとどまらない、自然遺産としての可能性や、 歴史や芸術だけではなく自然科学を含めたあらゆる学問領域を網羅した「富士山学」までをも 視野に入れた壮大な取り組みへの一助となっている。





シンポジウム風景





書籍

# VI 危機管理戦略

### 1 要旨

- ▶ 国、山梨県・静岡県及び関係市町村は、自然災害等から、来訪者・住民の生命及び財産を保護するため、地域防災計画を始めとした各種防災計画に基づく対策を進めている。特に、突発的な噴火への対応として登山者への情報伝達等の充実を図る。また、火山噴火に起因する土砂流動による被害の軽減対策を取りまとめ、実施している。
  - ・富士山噴火時避難ルートマップの作成・多言語化、情報伝達訓練や図上訓練の実施
  - ・富士山火山広域避難計画の推進、富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定 等 【参考資料 10 (P63)】
  - ▶ 山麓の構成資産における災害への対応として、「文化庁防災業務計画」等に基づき、 建造物の災害予防、復旧及び入場者の安全対策を実施している。
    - ・自動火災報知設備等の防災施設の維持・管理に対する補助事業の継続
    - ・安全確保対応マニュアル等に基づく防災訓練の実施 等

### 2 戦略に記載した取組の方向性

山梨県・静岡県及び関係市町村が中心となって、来訪者に対する地域防災計画の周知等を推進する。また、関係機関が協働し、構成資産の保全のための計画を見直し、対策の強化を図る。

## 3 実施状況

### (1) 噴火及びそれに伴う災害

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
「富士山火山広域避難計画」の考え方に基づき、噴火切迫時には避難対象者を円滑に避難させる。	山梨県・静岡県は、関係市町村・山小屋組合等 と連携した情報伝達訓練の実施や関係機関と連 携した図上訓練等を通じて避難の実効性を高め、 安全・安心の向上に努めている。
	また、国土交通省、関係自治体、火山専門家及び関係機関により構成する「富士山火山防災対策協議会」において、富士山ハザードマップの改定の検討及び火山防災に関する普及啓発を行うとともに、市町村が指定する「避難促進施設」の施設管理者等に対して噴火時の避難誘導の体制などを定める「避難確保計画」の作成支援等を行っている。

## 戦略に記載した対策の概要

突発的な噴火等に対する登山者 への情報伝達方法、避難ルート等に ついて、富士山火山防災対策協議会 において協議し、その結果を「富士 山火山広域避難計画」に反映するこ ととしている。

### 進捗状況

山梨県・静岡県は、突発的な噴火災害に備え、 観光客・登山者の噴火時の避難行動等の目安とな るよう、避難ルートを示した「富士山噴火時避難 ルートマップ」を多言語化でし、観光客・登山者 へ周知した。

山梨県は、民間事業者と協力し、防災アプリ「全国避難所ガイド」にて「噴火時避難ルートマップ」に示した避難ルートや避難エリア図が確認できるよう改良し、観光客、登山者、地域住民へ提供している。

「富士山火山噴火緊急減災対策 砂防計画」の策定を進めるととも に、監視・観測機器の整備及び体制 の強化を図る。 国土交通省及び山梨県・静岡県は、「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を2018年3月にとりまとめ、監視機器等の整備や関係機関の情報共有体制の強化などを進めている。

### (2) 土砂災害・落石

### ア 砂防施設の設置

大沢崩れにおいて、浸食防止等を
目的とした対策工を実施するととも
に、山麓部において土石流災害の防
止を目的とした砂防堰堤等を設置
し、住民の生命・財産の保全を図る。

戦略に記載した対策の概要

### 進捗状況

国土交通省は、大沢崩れにおいて、現地の溶岩 と類似色のコンクリートを用い、渓床対策工を継 続して実施している。また、富士山山麓部の土石 流危険渓流において、砂防堰堤工・沈砂地工を継 続して実施している。

#### イ その他の土砂災害・落石

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
土砂流出の防備のため、立木等の	林野庁及び山梨県・静岡県は、土砂流出防備保
伐採を制限するとともに、落石等か	安林等における森林の適正な管理や治山施設の
ら登山者等を守るため、導流堤・防	設置を継続して推進している。
護壁等の施設を設置する。	山梨県は、展望景観に配慮し、導流堤・防護壁
	等の改修・設置を行うこととしている。

# (3) 地震

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
「静岡県地震・津波対策アクショ	山梨県・静岡県は、地域防災計画等に基づき地
ンプログラム 2013」に基づき、地	震・津波対策を推進している。
震・津波対策を充実・強化するとと	
もに、地域防災計画に基づき、地震	
対策を推進する。	

# (4) 火災

# ア 山火事

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
山火事予防運動による啓発活動	山梨県・静岡県は、市町村及び関係機関等に対
を徹底する。	し、予防・初期消火機材の配備を行うとともに、
	山火事予防運動期間において啓発活動を継続し
	て実施している。

### イ 野焼き

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
野焼きの実施にあたっては、作業 者の安全を確保し、延焼を防止す	関係市町村は、条例により作業者の安全確保及 び延焼防止策を講じている。
<b>る。</b>	野焼き作業実施者は、野焼き作業検討委員会や 代表者会議などを開催し、実施計画の確認や安全 対策の検討などを継続して行っている。また、当 日の気象条件により実施の可否を検討し、安全な 実施に努めている。

# (5) 山域における来訪者の安全確保

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
無線・メガホンによる来訪者・登 山者への情報伝達及びパンフレット等による事前の啓発活動等を進 め、山域における来訪者の安全確保 を図る。	山梨県・静岡県は、来訪者の安全確保を図るため、事前の啓発活動等を継続して実施している。 静岡県は、「富士山保全協力金」を活用し、山小屋に万一の噴火に備えた、ヘルメット・マスク等を配備し、2018年度は、須走ルートの山小屋に無線機を配備した。

### (6) 山麓の構成資産における災害

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
文化財に指定されている建造物	山梨県・静岡県及び関係市町村は、防災施設の
の災害予防、復旧及び入場者の安全	維持・管理に対する補助事業を継続して実施して
確保対策を行う。	いる。
	建物の管理者は、マニュアルに基づく防火訓練
	等を継続して実施している。

### <参考資料 10>富士山火山噴火に伴う土砂災害からの被害軽減

#### ■経緯

- ・国土交通省及び山梨県・静岡県は、いつ・どこで起こるか予測が難しい火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、ソフト対策とハード対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減(減災)することをめざし、2015年12月に「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画(基本編)」を取りまとめた。
- ・さらに、「基本編」で示した対策方針に基づき、「対策編」として具体的なソフト対策とハード 対策を取りまとめ、「基本編」の構成・記載内容を更新するとともに、「基本編」と「対策編」 を統合し、2018年3月に改定を行った。

### ■「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の概要

- 1 対象とする土砂移動現象
  - ・降灰後の土石流、融雪型火山泥流、溶岩流 (過去約3,200年間に富士山で発生した噴火を7ケースに分類、噴火シナリオとした。)
- 2 対策の考え方
- ▶ 基本ハード対策
  - ・平常時から砂防施設の整備等を行い、土砂の捕捉や導流を図る。
    - ☞ 土石流危険渓流を対象に、縦断勾配の緩くなる地点において沈砂地・砂防堰堤の設置 等
- ▶ 基本ソフト対策
  - ・ 土砂災害に備え、火山活動の平穏期から監視・観測施設の整備や関係機関の情報共有体制 の構築等を進める。
    - ☞ 土砂移動の監視カメラ、検知センサ、降雨・積雪・水位等の観測施設の整備
    - ☞ 関係機関の情報共有システムの構築と情報提供の仕組みづくり 等
- ▶ 緊急ハード対策
  - ・効果が最大限発揮されるよう、噴火の推移や予測される土砂災害等を考慮し、実施箇所や 工種・工法を選定する。
    - ☞既設砂防設備の除石・掘削、かさ上げによる捕捉土量の確保
    - ☞大型十のうやコンクリートブロックを用いた仮設堰堤や仮設導流堤の設置等
- ▶ 緊急ソフト対策
  - ・火山活動の推移に応じて、広域避難計画と連携した避難支援のための情報提供を行う。
    - ☞ 監視・観測機器の緊急的な設置、リアルタイムハザードマップの作成、緊急調査の実施 等

# Ⅷ開発の制御

# 1 要旨

- ▶ 山梨県・静岡県は、緩衝地帯内における開発圧力に対しては、保全に対する社会全体の機運醸成等を図るとともに、経過観察等を通じて開発圧力の早期把握に努めるなど、開発の制御の効果を促進している。特に富士山北麓地域においては、開発行為が景観の阻害要因となることを回避するための制度を創設し、望ましい土地利用の在り方を展望している。
  - ・山梨県は、一定規模以上の開発を実施しようとする事業者に対し、開発が景観に与える影響について調査、予測及び評価を行うことを義務付けた条例を施行(2016年6月)。 【参考資料11(P70)】
- ➤ 2013 年イコモス評価書 (WHC-13/37.COM/INF.8B1, ICOMOS Evaluations of Nominations of Cultural and Mixed Properties to the World Heritage List/Fujisan (Japan) No.1418) において指摘された個別箇所の課題に対しては、地域社会(コミュニティ)が一体となって解決に向けた取組を進めた結果、計画的に改善が図られている。
  - ・忍野八海の整備、吉田口五合目諸施設の整備、三保松原の保全 等【参考資料 12 (P72),参考資料 13 (P74),参考資料 14 (P76),参考資料 15 (P80)】

# 2 戦略に記載した取組の方向性

# (1) 緩衝地帯内における開発圧力への対策

開発圧力の大きさ(規模)及び位置に対する制御に効果のある行政手続について、 充実を図る。

また、緩衝地帯内における開発圧力への対策の検討にあたっては、富士山の山麓地域は、長らく人々の暮らしや生業が継続し、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として利用されてきた歴史的経緯を踏まえるとともに、地域社会との合意形成に十分留意することとする。

# (2) 個別事項への対策

課題の改善に向けて、長期的視点に基づく抜本的対策を計画的に進捗させるととも に、改善効果の期待できる即効的対策についても、着実かつ段階的に実施する。

# 3 実施状況

# (1) 緩衝地帯内における開発圧力への対策

# 戦略に記載した対策の概要

開発行為にかかる行政手続を充実させ、開発の制御の効果を促進するとともに、景観計画や景観条例の制定等を通して、保全に対する社会全体の機運醸成等を図る。

#### 進揚狀況

富士吉田市及び小山町は、2016年に景観条例を施行した。これにより富士山周辺の全市町村において景観条例及び景観計画が施行・ 運用された。

山梨県は、「山梨県世界遺産富士山の保全に 係る景観配慮の手続に関する条例」を 2016 年6月に施行した。

### (2) 個別事項への対策

#### 戦略に記載した対策の概要

### ● 富士五湖

「明日の富士五湖創造会議」等において、湖面の使用方法及び湖岸の修景方法を検討している。また、動力船を乗り入れようとする者に対して「航行届」の提出を義務付け、乗入れの実態を的確に把握できるようにした。

# 進捗状況

山梨県及び関係者等は、「明日の富士五湖創造会議」において、既に策定した本栖湖・精進湖以外の湖面の利用方法や湖畔の修景ルールの策定に向けた協議を進めている。その結果、環境省は、2018年3月に、西湖の動力船の乗入れ規制を実施した。

#### ● 忍野八海

天然記念物忍野八海整備活用計画に 基づき、湧水周辺の建築物その他の工作 物の修景等を実施している。 山梨県及び忍野村は、住民等が自主的に行う施設の修景事業に対し、技術的・財政的支援を実施し、良好な景観形成に向けた取組を推進している。

これまで、山梨県、富士吉田市、忍野村、 山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町は、2017年 度までに82件の事業を実施し、このうち、忍 野村では35件を実施した。

## ● 白糸ノ滝

電柱・電線の撤去等をはじめ構成資産 周辺の環境改善を行う。 静岡県及び富士宮市は、無電柱化方針に基づき無電柱化を推進しており、2018年度までの完了を目指している。

富士宮市は、名勝及び天然記念物白糸ノ滝 整備基本計画に基づき整備事業を推進してい る。

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
● 富士宮五合目諸施設 外観(色彩等)の修景に向けた関係者 による協議・検討を引き続き実施する。	静岡県及び富士宮市は、外観(色彩等)の 修景に加え、安全対策を含めた検討を関係者 間で継続して実施している。
● 吉田口五合目諸施設 地元関係者から成る協議の場及び専門家から成る検討委員会を設置した。	山梨県は、「富士山四合目・五合目グランドデザイン」を2016年3月に策定し、これに基づき、施設所有者等が自主的な施設修景ルールの策定協議を行っている。 また、山梨県は、老朽化した富士山五合目休憩舎を解体し、跡地を富士山や御来光の展望園地として整備するほか、国とともに五合目から山腹に延びる遊歩道における利用体験の質を高めるため、標識の整備を行った。
● 標識・案内板 山梨県は、屋外広告物ガイドラインを 策定し、基準に適合しない屋外広告物の 改修やガイドラインに沿った修景など の景観改善を行う事業者に対して助成 を行うこととした。 静岡県は、富士山周辺地域公共サイン 整備計画を推進するとともに、広告物条 例施行規則を改正し、案内板等の設置基 準を強化した。	山梨県・静岡県は、ガイドライン等に沿った取組を進めている。 なお、山梨県、富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町は、住民等が自主的に行う屋外広告物の修景事業に対し、技術的・財政的支援を実施し、2017年度までに48件の事業を実施した。また山梨県は、特に良好な景観を創出すべき地区を景観保全型広告規制地区に指定しており、2018年4月に3地区を追加施行し、9地区とした。 山中湖村では公共サインに関する整備ガイドラインを2018年3月に作成した。
● 電柱 富士山周辺地域における良好な景観 形成のため、無電柱化を進めている。	山梨県・静岡県は、無電柱化方針に基づき 無電柱化を進めている。 静岡県・静岡市は、現在、「富士山周辺地域 の無電柱化推進検討部会」において検討した 県道三保駒越線及び白糸の滝周辺地区の無電 柱化を進めている。

## 戦略に記載した対策の概要

### ● 山麓に沿っての開発制御

2016年を目途として、関係市町村は 景観計画及び景観条例を策定し、建築 物等の意匠・外壁の色彩等を規制する こととしている。

静岡県は、緩衝地帯のうち大部分が 国有林野又は市街化調整区域となって おり、大規模開発を規制している。さ らに、市町の条例等により大規模太陽 光発電設備の設置を抑制している。

# 光电水闸が水画でが同じ

● 三保松原

「三保松原白砂青松保全技術会議」において、4基の消波堤のL型突堤への置き換えと養浜により砂浜を保全する対策を決定した。このうち、1号、2号消波堤を含む区間を「短期対策区間」と位置付け、具体的な対策を決定した。また、対策の実施にあたり、モニタリングを実施し、順応的に見直すこととしている。

「三保松原の松林保全技術会議」で の提言に基づく松林の適正な保全と健 全な育成に向けた具体的な対策を段階 的に実施していく。

## 進捗状況

富士吉田市及び小山町は、2016 年に景観条例を施行した。これにより富士山周辺の全市町村において景観条例及び景観計画が施行・運用された。

山梨県は、「山梨県世界遺産富士山の保全に 係る景観配慮の手続に関する条例」を 2016 年 6月に施行した。(再掲)

静岡県は、引き続き、緩衝地帯の大部分に厳 しい法規制を適用しているため、大規模開発が 規制され、開発の制御の効果が促進されてい る。

静岡県は、2016 年に、1号消波堤に代わる 1号L型突堤の工事に着手し、2018 年度末の 完成を目指している。

静岡県及び静岡市は、「羽衣の松」及び周辺 老齢大木の樹勢回復に向けて、周辺土壌の調 査・分析をし、最適な方法により、固結層の改 善や土壌改良資材の施工による樹勢回復の取 組を進めている。

静岡市は、三保松原の価値の発信と松原保全の拠点となる「(仮称) 静岡市三保松原ビジターセンター」の整備を進めており、2018 年度中の開館を目指している。

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
県道三保駒越線における無電柱化の 取組方針を取りまとめ、短期的対策と して道路上空の横断架空線を撤去する とともに、中長期的には道路拡幅事業 に併せた無電柱化を実施する。	静岡市は、道路上空の横断架空線の撤去を 2016年2月に完了した。また、中長期的対策 にあたり、「次期無電柱化推進計画」に当区間 を位置付け、電線管理者との合意に向けた協議 を実施していく。
● 北口本宮冨士浅間神社周辺地域 国道 138 号の拡幅計画を契機として、沿道景観及び歩行空間の整備などを含めた周辺地域のまちづくりの在り方について、国、山梨県、富士吉田市、地元関係者及び学識経験者による協議を実施している。	国、山梨県及び富士吉田市は、地元関係者及 び学識経験者等により構成される検討委員会 による検討を進めている。

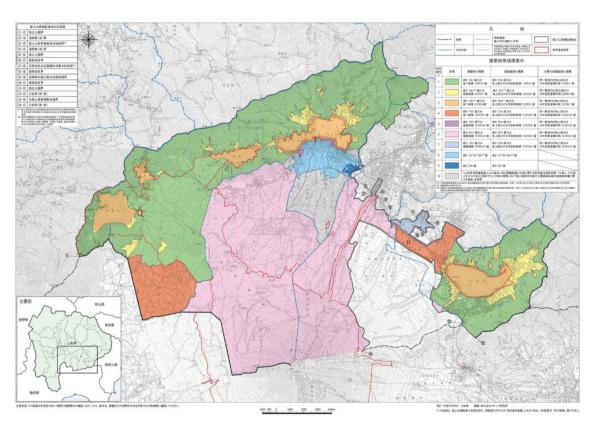
# <参考資料 11>富士山の景観保全に関する条例の制定

#### ■概要

・山梨県は、従前の制度において建築物等の規模及び位置等に関する行為規制が比較的緩やかな 地域において、一定規模以上の建築物の新築または増築等の事業を実施しようとする事業者に 対し、事業の実施が景観に及ぼす影響をあらかじめ予測・評価(景観影響評価)し、景観保全 のための措置を検討することを義務づけた条例を2015年12月に制定し、2016年6月から施行 している。

### ■取組内容

- ・山梨県は、条例の運用に当たって、事業者等を対象にした説明会を開催し、制度の周知を図っている。
- ・また、事業者の負担を軽減するため、あらかじめ景観に及ぼす影響を予測・評価するための定 点観測地点を定め、毎年当該地点からの展望写真を撮影し、希望する事業者に提供している。
- ・さらに、事業者が提出した事業評価等に対し、山梨県知事が意見する際、景観や世界遺産分野 の学識経験者から意見を聴取することにより、公正で適切な制度運用を行っている。



富士山景観記慮地区及び建築物等規模要件区域図

対象区域において、一定規模以上の事業等を実施しようとする事業者は、事業の初期段階で 現況等の調査、景観影響予測及び自己評価を行い、景観保全対策の検討結果とともに「景観 配慮書」にまとめ、山梨県に提出。



山梨県は、関係する市町村長や必要に応じて景観等の専門家から意見を聴いた上で、事業者に意見を述べる(「知事意見書」)。



事業者は、知事の意見を踏まえて必要に応じて事業の見直しを行い、その結果を「事業者見解書」にまとめ、再度知事に提出。



山梨県は、関係者から意見聴取の上、必要がある場合は事業者見解書に対する意見を述べる。



事業者は、事業者見解書に対する知事意見を受けた場合、必要に応じて事業者見解書を修正し、山梨県に提出。知事意見がない場合、他の法令に基づく許認可手続き後、事業に着手。

#### 景観記慮の手続の主な流れ





景観響予測(フォトモンタージュ)のイメージ

#### ■今後の取組(計画)

・制度の周知とともに、適正な運用を図る。

# <参考資料 12>景観改善に関する取組

#### ■概要

・山梨県は、「世界文化遺産景観形成支援事業」により、忍野八海をはじめとする構成資産、緩 衝地帯及び保全管理区域に該当する区域において、市町村や地元住民が実施する景観改善のた めの取組に対し、技術的・財政的支援を行っている。

### ■取組内容

・山梨県は、2017年度までに、富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町とともに、主に山麓地域の建築物や看板の修景など82件の事業(うち、忍野村では35件)を実施した。

<実施前>

<実施後>



<実施後>







<実施前>



建築物及び看板の修景(忍野村)

建築物及び看板の修景(忍野村)





建築物及び看板の修景(忍野村)





建築物及び看板の修景(忍野村)





建築物及び看板の修景(富士吉田市)





突き出し看板及び建植看板の除却、壁面看板の設置 (富士吉田市)

<実施前>

<実施後>



<実施後>





建築物及び看板の修景(山中湖村)





屋外広告物の修景(山中湖村)





建築物及び看板の修景(富士河口湖町)





建築物及び看板の修景(富士河口湖町)





建築物の修景(富士河口湖町)





屋外広告物の撤去(富士河口湖町)

### ■今後の取組(計画)

・良好な景観形成のためには、構成資産周辺の住民の景観に対する意識向上を図ることが欠かせないことから、今後とも啓発活動や支援活動を継続して実施する。

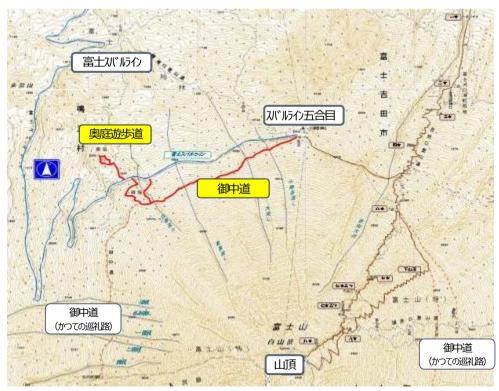
# <参考資料 13>吉田口五合目周辺の環境改善

#### ■概要

- ・吉田口五合目周辺地域は、富士講隆盛期(江戸中期以降)においては富士山信仰(中道巡り) の巡拝拠点であり、交通基盤の発達や富士山への来訪形態の変化に伴い、現代では富士山頂を 目指す登山者のうち約6割が利用する行動起点となっているほか、国内外から多数の人々が訪 れる観光地となっている。
- ・これらの来訪者の支援施設として、インフォメーション等を備えた管理センターのほか、複数 の売店等が立地し、かつての富士山信仰の姿が認識しにくくなっている。
- ・このため山梨県は、世界遺産富士山にふさわしい景観の形成、来訪者の安全性の向上及び質の高い利用体験ができる場・空間の実現などを目指し、2016年3月に「富士山四合目・五合目グランドデザイン」を策定した。

#### ■取組内容

・山梨県は、吉田口五合目周辺の景観形成や来訪者の利用分散、さらに利用体験の質の向上等を 目的に、富士スバルライン五合目において老朽化した施設を解体し、跡地を展望園地として整 備する事業のほか、五合目周辺の遊歩道において景観や多言語利用に配慮した標識の再整備事 業を実施している。



吉田口五合目周辺環境改善事業位置図

# (1) 五合目園地整備

- ・現在の吉田口五合目では、富士山を遥拝する場合に必ず人工構造物が視界に入り、富士山の荘厳な美しさを感じることができない。加えて、写真撮影に適した場所が狭く、多くの来訪者が道路にはみ出すなど、安全上の懸念も大きい。
- ・このため山梨県は、老朽化し景観を損なっている休憩所施設を解体した上で、多くの来訪者が 富士山の神聖さや美しさを感じることができるよう、富士山の山体や御来光を展望する園地を 整備している。







<実施前>

〈施工中(施設撤去)>

<整備イメージ>

# (2) 奥庭遊歩道標識整備

- ・山梨県は、来訪者の分散化を進めるため、4合目の「奥庭遊歩道」において、老朽化し、景観 を阻害している標識を再整備し、英語やピクトグラムを用いたわかりやすい解説を行うことに より、国籍を問わず富士山の魅力を体験できる場の形成を図った。
- ・また、環境省は、「御中道」(富士山中腹を巡る、かつての巡礼路)において、同様の標識整備を行った。



<実施前>



<実施後>



<実施前>



<実施後>



解說標識例 (部分)



解說標識设置例①



解說標識2000

# <参考資料 14>三保松原の保全

#### ■概要

- ・三保松原は、白砂青松の良好な風致景観と一体となった富士山を展望できる景勝地である。
- ・静岡市は、2014年に策定した「三保松原保全活用計画」に基づき、「価値を守りつなげる」、「価値を磨き上げる」、「価値を広く伝える」を基本方針として、「松原の保全」、「砂嘴の保全」、「風 致景観の保全」の保全指針等の下に、静岡県及び関係機関や地域住民等と緊密に連携し、対策 を実施している。

### ■取組内容

・2016年1月以降に進展した代表的な取組について、以下に記載する。

### (1)海岸の景観改善

- ・芸術作品に描かれた当時の「海、砂浜、松林」により構成される海岸景観の復活を目指し、施設に頼ることのない土砂供給の回復による海岸保全の実現までの間の措置として、景観上望ましくないとされた4基の消波堤を、海浜の風致景観に配慮した構造物へと段階的な置き換えを進めていく。
- ・現在は、1号消波堤に代わる1号L型突堤の整備と、サンドリサイクル養浜を年間5万㎡に増 量するための試行をしている。
- ・1号L型突堤は、学識者の技術的助言を得ながら水理模型実験や詳細設計を2016年10月末に 完了した。同年11月から函体製作に着手し、2017年11月から現地海岸において、函体の据付 け工事を開始し、2018年3月に完了した。2018年3月からは縦堤の被覆ブロックの製作に着 手し、11月頃から現地海岸において据付け工事を行い、2019年3月の完成を目指す。
- ・1号L型突堤の整備効果を検証した上で2号L型突堤の整備方針を検討する等、今後も、「三 保松原景観改善フォローアップ会議」を開催し、対策の効果・影響等の検証と計画の順応的な 見直しを行い、効率的・効果的な対策の推進を図っていく。



### (2) 松林保全対策

### (1) 松林を守り、育て、活かす仕組みづくり・人づくり

- ・地域社会とともに、三保松原の防潮・防風機能と景観価値を備えた松林へ再生させるための組織として、「(仮称)三保松原保全センター」の設立に向けた取組を進めている。
- ・「(仮称) 三保松原保全センター」は、保全に関する情報収集・発信、保全活動の支援、人材育成及び保全対策の実施等の機能を担うこととしており、静岡市が整備を進めている(仮称) 静岡市三保松原ビジターセンターの開館に合わせて、2018 年度内の設立を目指している。

### ② マツの生育環境の改善

- ・土壌の固結層が根や菌根の生育を阻害し、「羽衣の松」の樹勢の衰えの一因であることが判明 したため、「羽衣の松」及び周辺の老齢大木エリアを対象とした土壌改良に取り組んでいる。
- ・「羽衣の松」の土壌の通気性、透水性の改善を図る緊急対策として、2016 年3月に土中の固結層を水圧により穿孔する対策等を実施した結果、新芽の伸長量が増加するなど、一定の改善の兆しが見られた。
- ・周辺の老齢大木も含めた根本的な対策へ移行するために、同年 12 月、土壌の固結層の生成箇所と原因を特定する土壌調査を実施し、2017 年 2 月に、「羽衣の松」及び周辺の老齢大木の一部に限定して、木炭と菌根菌による土壌改良を実施した。
- ・2017 年 10 月、土壌改良の効果を確認するためのモニタリングを行った結果、樹勢の回復や根系の状況が改善していたことから、2017 年度も引き続き同様の土壌改良を実施した。今後も継続して土壌改良及びモニタリングを実施していく。

#### ③ マツ材線虫病の早期微害化

- ・マツ材線虫病による松枯れ被害を減少させるため、松林への薬剤散布や樹幹への予防剤注入、被害木の伐倒・除去を徹底することで、マツ材線虫病による伐倒本数が2015年度の133本(被害率3.92本/ha)から2016年度には59本(被害率1.74本/ha)、2017年度には24本(被害率0.71本/ha)と減少し、最終的に目指していたマツ材線虫病による被害率1本/ha以下を達成した。
- ・2018 年度は「三保松原の松林保全技術会議」で提言された「薬剤に頼らない管理」に移行していくため、マツ1本1本の情報を取得し、個体管理するためのデータベースを作成し、変調のあったマツを通報できるシステムの構築を行うとともに、地域住民とマツの情報を共有しながら、枯れたマツを見落とすことなく伐倒駆除できる体制の確立を目指す。
- ・なお、マツ材線虫病のリスクや課題が解消したわけではないので、松原のモニタリングを行い ながら、被害状況の変化や明確に対策が必要となった場合は、対策の見直しを柔軟に行う。

### (3) 道路の景観改善

### ① 道路の無電柱化

・速効的対策として実施した横断架空線の撤去については、2016年2月に完了した。また、抜本的対策として実施する無電柱化については、道路の4車線化事業(街路事業)に併せて実施することとしており、2016年度に折戸2工区、折戸3工区及び三保1工区の都市計画道路の変更手続きを実施した。折戸2工区については、無電柱化の実施に向け、静岡市第三期無電柱化推進計画へ優先度の高い箇所として位置付けた。

## ② 三保半島景観まちづくり推進業務

- ・2014 年度に策定した「三保半島景観形成ガイドライン」に基づき、三保駒越線、羽衣海岸線、塚間羽衣線の3路線において、富士山の眺望景観に配慮した道路整備及び沿道整備を進めている。
- ・具体的には、屋外広告物・景観の各条例に基づく「広告景観整備地区」及び「景観計画重点地区」の指定に向け、地元関係者との意見交換会を実施し、「屋外広告物整備基準」及び「景観形成基準」の作成を進めている。

#### 【検討区域】

【目指す景観イメージ】



# (4) (仮称)静岡市三保松原ビジターセンター

- ・静岡市は、三保松原が持つ価値や魅力を伝え、多くの人が集い交流し、未来へと受け継ぐ拠点 として、また、松原保全の活動拠点として、(仮称)静岡市三保松原ビジターセンターの建設 と周辺整備を進めている。
- ・なお、本ビジターセンターは、建物の規模・高さを抑制するとともに、位置や色彩を工夫する 等、松林の保全や景観への影響を最大限考慮しており、三保松原の風致景観に合致するもので ある。

### 〇 ビジターセンター概要

施設規模	敷地面積: 3, 238. 53 ㎡、建築面積: 824. 50 ㎡、延床面積: 1, 143. 73 ㎡						
機能	①展示機能、②観光情報発信機能、③松林保全機能など						
=±<++++++++++++++++++++++++++++++++++++	1階:展示室、通り土間、エントランスホール、ミュージアムショップなど						
諸室構成	2階:図書・体験展示コーナー、会議室、松原保全センター事務所など						
フケジュル	2018年2月 建設工事着手						
スケジュール	2019年3月末 開館予定						

### 〇 配置図



整備前(2015年1月撮影)



整備後(イメージ)

### ○ 外観イメージ



# <参考資料 15>北口本宮冨士浅間神社周辺地域の整備

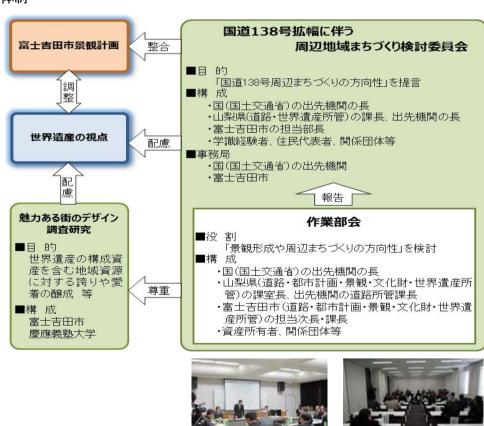
#### ■概要

- ・北口本宮冨士浅間神社(以下「北口本宮」という。)境内の北側を通過する国道 138 号は、現在の神奈川県、静岡県と山梨県を結ぶ中世からの主要道であり、御師住宅が並んだ富士道から 吉田口登山道に続く富士山信仰の巡礼路として使用された歴史的な道である。
- ・国土交通省は、国道 138 号の慢性的な渋滞解消や歩行者の安全確保を目的に、道路の拡幅 <sup>1</sup>を 計画している。

### ■取組内容

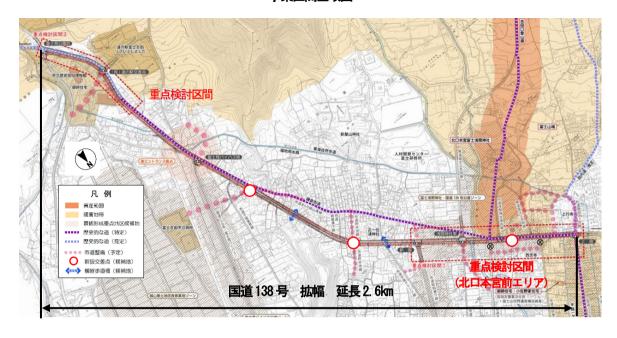
- ・2013 年度から、国土交通省、山梨県、富士吉田市、学識経験者及び地元関係者から構成される 「国道 138 号拡幅に伴う周辺まちづくり検討委員会」(以下「検討委員会」という。)において、 御師住宅と北口本宮等との関係性・つながりへの配慮、景観の保全と自然・歴史資源の活用等、 幅広い観点から、整備の方向性を検討している。
- ・富士吉田市は、慶應義塾大学と連携し、地元住民等と意見交換等を踏まえながら、親しみと誇りを持ちうるような都市空間の整備を検討している。

#### ●検討体制



<sup>1</sup> 国道 138 号上宿交差点から富士見公園交差点前までの約 2.6km を現行 2 車線幅員 9.5m から 4 車線幅員 24.0m に拡幅整備する。

### 事業区間全域図



### ●検討状況

・検討委員会は、整備区間のうち、北口本宮前を「重点検討区間」と位置付け、沿道まちづくり と一体的に整備することとしている。

#### <重点検討区間>

- ・ 国道 137 号~北口本宮の安全な歩行回遊動線の形成
- ・ 拡幅に伴う沿道空間との一体的整備
- ・ 北口本宮を核とした落ち着きと風格のある道路空間 の形成

#### <道路景観形成方針>

- ・デザインの統一感による一体的な空間の形成
- ・ 歴史・文化と豊かな自然環境の調和
- 回遊性・快適性に配慮した歩行環境の実現

### 魅力ある街のデザイン調査研究





「まちを知り、考える まちづくり勉強会」



西念寺大門の魅力ある道づくりプロジェクト



講演会・シンポジウム



まち歩きをしたくなる案内板作成

・第37回世界遺産委員会の決議文は、「構成資産間の相互の関係性が強化されるべき」であり、「神社、御師住宅、巡礼路の相互の関係性は明確に示されるべき」としていることから、検討委員会 (作業部会)は、世界遺産の視点からの対応方針を以下のとおり検討している。

	対応方針
① 構成資産間の つながり	<ul><li>○ 御師住宅から北口本宮に至る参詣路を、歴史資料等を踏まえて、来訪者が構成資産のつながりを感じながら歩けるようにするために、相互の物理的な連続性を考慮した手法について工夫する必要がある。</li></ul>
	○ そのため、富士山駅から御師住宅を通り北口本宮へ至る経路を「歴史的な道」と「実際に来訪者が歩く道」に分けて検討し、国道 137 号と国道 138 号の歩行環境の統一を図る。 ・ 国道 137 号の既設歩道舗装である自然石舗装を国道 138 号の一部に用いる。 ・ 富士山駅から北口本宮まで統一した説明・サイン、ベンチ等を設置する。
② 参道前広場等	<ul><li>○ 北口本宮前の道路は、登拝の前に富士講の人々が同社に参詣する際に待機した場所 という歴史性を踏まえる必要がある。</li></ul>
	<ul><li>○ そのため、北口本宮参道前の道路北側に、来訪者が歴史性を感じられるたまり空間 (小広場)を設置する。</li><li>・北口本宮鳥居、参道の荘厳な歴史性を感じられる視点場(スポット)とする。</li><li>・休憩施設や説明版を整備し、おもてなしに配慮した設えとする。</li></ul>
③ 旧鎌倉街道 三角地帯	○ 北口本宮周辺を中心に、国道 138 号の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある。
	○ 2015年2月に策定された北口本宮冨士浅間神社整備活用構想において、「旧鎌倉街道であった箇所であり、旧道にふさわしい整備を行い、サインを設置する」こととしている。
④ 上宿交差点	○ 胎内道に向かう道路を確保する必要がある。
上伯父左总	<ul><li>○ そのため、周辺の歴史的資源と巡礼路の関係性を今に伝える歩行環境の形成を図る。</li><li>・ 胎内道との連続性に配慮した歩行ネットワークを維持、形成するための説明・誘導サイン等を設置する。</li></ul>
⑤ ヤーナ川	○ 拡幅予定道路を横断して国道 137 号と平行に御師住宅の敷地内を流れる、精進潔斎に使用された水路(ヤーナ川)を維持する必要がある。
	○ そのため、国道 138 号とヤーナ川との交差部には、水辺空間(水路の流れを感じる広場等)の形成を図る。
⑥ 西念寺周辺	○ 拡幅予定道路両側の区画(町割)を維持することにより、16 世紀以降の上吉田の御 師町形成の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある。
	○ そのため、現状の地域の生活環境に配慮しつつ、大門 <sup>2</sup> を活用した歩行空間の形成を図るなど、歴史的景観の維持・再生に配慮した土地利用、動線計画を検討する。
でまちなみ整備	○ 国道 137 号の両側の区画(町割)を維持することにより、16 世紀以降の上吉田の御 師町形成の歴史的景観の維持・再生・改善に配慮する必要がある。
	○ そのため、今後、富士吉田市景観計画に基づく景観形成重点地区として、地域との連携を図りながら、策定中の富士吉田市歴史文化基本構想に沿った景観形成指針・ルールづくりを検討するなど、良好な景観形成を進める。

 $<sup>^2</sup>$  西念寺の参道。「大門(塔中)」は明治期まで西念寺の領地であり、惣門から正門まで参道が形成され、江戸時代には火祭りの神輿の巡行経路でもあった。

82 |



### 重点検討区間(北口本宮前エリア)

### ■今後の取組(計画)

・拡幅事業により改変が予想される道路景観及び沿道景観については、コンピュータ・グラフィックスやフォトモンタージュ等による景観予測手法による影響の程度を確認・評価し、具体的対策に反映させる。

# Ⅲ 経過観察指標 (monitoring indicators) の拡充・強化

# 1 要旨

- ▶ 山梨県・静岡県及び関係市町村は、「ひとつの存在 (an entity)」及び「ひとつ (一体)の文化的景観 (a cultural landscape)」としての管理手法を反映した保存・活用の施策の実施状況を把握するために、「包括的保存管理計画」に定めた観察指標に基づく経過観察を毎年実施している。さらに、富士山世界文化遺産協議会は、観察結果を毎年評価し、各種施策が有効に実行されていること、資産及び周辺環境に対する負の影響がないことを確認している。
  - ・観察結果及び評価を記載した年次報告書の作成

【参考資料 16 (P88)】

- ▶ 特に、構成資産及び緩衝地帯の範囲内に設定した 36 箇所の定点観測地点から、展望 景観の変化に関する観察を実施し、負の影響が認められないことを確認している。
  - 観察結果を年次報告書へ記載。

# 2 戦略に記載した取組の方向性

# (1)「信仰の側面」・「審美的な側面」を反映した指標の拡充・追加

## ア 展望景観の定点観測地点の追加

顕著な普遍的価値に直接関係する2つの展望地点(本栖湖北西岸の中ノ倉峠、三保 松原)のほか、構成資産及び緩衝地帯の範囲内に新たに複数の展望地点を設定し、定 点観測によって展望景観の状態を把握する。

#### イ 富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況の把握

富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況及び後世への継承の状況を把握する。

### ウ来訪者の意識調査の実施

富士山の顕著な普遍的価値及び構成資産相互のつながりに関する来訪者の理解の状況を把握する。

#### エ 上方の登山道の収容力に関わる指標の設定

富士山の上方の登山道の収容力の調査研究を行い、多角的な視点に基づく複数の指標を設定する。

#### (2) 各種戦略・方法等の実施状況の把握

各種戦略・方法等に定めた課題の解決・改善のための対策の実施状況を継続的に把握 し、評価・見直しを行っていくため、定期的かつ体系的な経過観察を実施する。

# 3 実施状況

# (1)「信仰の側面」・「審美的な側面」を反映した指標の拡充・追加

# ア 展望景観の定点観測地点の追加

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
2つの主要な展望地点(本栖湖北西	富士山世界文化遺産協議会は、富士山包括的
岸の中ノ倉峠、三保松原)に加え、34	保存管理計画に定めた観察指標に基づき、モニ
ヶ所を新たな観測地点として選定し、	タリング結果をとりまとめた年次報告書を毎
展望景観の変化について定点観測を	年度作成し、評価を実施している。
行う。	なお、2015 年度及び2016 年度においては、 資産及び周辺環境に対する負の影響は認めら れていない。

# イ 富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況の把握

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
富士山信仰に関わる宗教行事の実	毎年度調査を行い、結果を年次報告書に記載
施状況を把握する。	している。

# ウ 来訪者の意識調査の実施

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
顕著な普遍的価値及び構成資産相	毎年度調査を行い、結果を年次報告書に記載
互のつながりに関する来訪者の理解	している。
の状況についてアンケート調査を行	
う。	

# エ 上方の登山道の収容力に関わる指標の設定

戦略に記載した対策の概	悪要	進捗状況
上方の登山道の収容力に関を設定する。	,	3年間の収容力に関する調査研究を実施するとともに、望ましい富士登山の在り方の3つの視点ごとに、合計11項目の指標及びその目標水準を設定した。 さらに、今後、必要な施策を推進するとともに、継続的にモニタリングを実施し、適切な来
		訪者管理を行う。(再掲)

# (2) 各種戦略・方法等の実施状況の把握

戦略に記載した対策の概要	進捗状況
経過観察を実施し、対策の定期的な	富士山世界文化遺産協議会は、富士山包括的
評価・見直しを行う。	保存管理計画に定めた観察指標に基づき、モニ
	タリング結果をとりまとめた年次報告書を毎
	年度作成し、評価を実施している。
	なお、2015 年度及び2016 年度においては、資
	産及び周辺環境に対する負の影響は認められ
	ていない。(再掲)

# <参考資料 16>2016 年度経過観察指標に係る年次報告書(抄)

## ●「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標(抜粋)

	河辺環境に 負の影響	観察指標	指標の測定内 容・手法	周期	観察記録主体	2016 年度 の結果	2015 年度 の結果	コメント
開発・都市 基盤値分の整備こよる 景響	1 都市基盤施設の整備による影響	a)電線の地中化延 長	年度末の総延 長昭離km) ※累計	毎年	山梨県 静岡県	59.00km	57.90km	計画的に事業を進めている。
自然環竟の 変化	2 酸性雨	b)大気汚染に係る環 境基準達成率(二 酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )、二 酸化窒素(NO <sub>2</sub> ))	SO <sub>2</sub> 、NO <sub>2</sub> の1 日平均値の最 大値	毎年	山梨県静岡県	SO <sub>2</sub> 0.005ppm NO <sub>2</sub> 0.037ppm	SO <sub>2</sub> 0.008ppm NO <sub>2</sub> 0.031ppm	環境基準を 超える箇所 はない。
	3 気候温暖化	c)植生調査	富士山山頂周 辺の平均植被 率	おおよそ5年	環境省	_	1.5%	次回調査時 に2015年度 の結果と比 較する。
	4 野生動物 及び病虫に よる影響	f)森林の病虫獣害に よる被害面積	病虫獣害によ る被害面積	毎年	林野庁 山梨県 静岡県	病虫害 100.9ha 獣害 101.6ha	病虫害 99.6ha 獣害 202.33ha	野生動物侵 入防止柵設 置等の対策 を実施。
自然災害	5 噴火	g)火山活動の観測	噴火警報、火口 周辺警報の発 表件数	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験研 究機関	0件	0件	大きな変動はない。防災訓練を行い、情報伝達などの確認を行った。
	8自然災害によ る建造物等 や景観への 影響	ŷ文化財き損届件 数	受理件数	毎年	山梨県 静岡県 市町村	3件	1 件	経年劣化に よる破損が あったが、 修理済み。
	9火災による景 観への影響	1)森林の火災被害 面積	火災による被 害面積	毎年	林野庁 山梨県 静岡県	0ha	0ha	
来諸及び 観光こよる 影響	10 来訪者増加による建造物等や景観への影響	m)主要地点への来 訪者数	年間の来訪者 数	毎年	山梨県 静岡県 市町	表1		若干の増減 はあるが、主 要地点合計 は、ほぼ横ば いで推移。

### 表 1 主要地点への来訪者数

表1	主要地点への来	詩者数		[単位:人	J		
年	西湖·精進湖· 本栖湖周辺 (暦年)	富士山本宮浅間大社周辺	山中湖·忍野 八海周辺 (暦年)	富士吉田·河口 湖·三沙岭周辺 (暦年)	白糸ノ滝	三保松原	合計
2014	2,161,462	1,452,995	896,562	5,852,708	548,627	1,013,220	11,925,574
2015	2,175,052	1,345,562	890,294	5,697,638	494,261	767,799	11,370,606
2016	2,171,061	1,364,648	943,217	5,937,027	477,387	865,045	11,758,385

# ●「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標(抜粋)

2 1/	ド周辺環境に 負の影響	観察指標	指標の測定内 容・手法	周期	観察記録主体	2016 年度 の結果	2015 年度 の結果	コメント
各構成資産	1建造物にお ける火災	a)防災設備の点検 状況	防火設備の点 検結果による 不良件数	世	所有者 管理団 体	1件	0件	修理済み。
	2建造物をは じめとする 構成資産及 び構成要素 の劣化	b)建造物をはじめ とする構成資産及 び構成要素の保全 状況	巡視結果によ る不良件数	毎年	山梨県静岡県	1件	0件	北口本宮冨 士浅間神社 の修繕計画 を検討す る。
展望景観	4景観変化	d)定点観測地点からの展望景観の 変化	視点場からの 展望景観の変 化 (参考資料1)	毎年	山梨県 静岡県 市町村	変化なし	変化なし	展望景観からの負の影響は認められない。

# ●「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標(抜粋)

観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体	2016 年 の結果	コメント
a)富士山に関する研 修会等実施状況	開催年月日、行事名称、参加者数 など	毎年	山梨県 静岡県 市町村	表5 (略)	富士山への理解を深めるため、学校単位での富士山検定や出前講座などを実施し、顕著な普遍的価値の後世への継承を積極的に行っている。
b)環境保全活動の実 施状況	開催年月日、行事名称、参加者数 など	舞	山梨県静岡県市町村	表6 (略)	地域コミュニティによる環境保全活動の促進が積極的に行われている。
e)富士山信仰に関わる宗教行事の実施 状況	神事名、参加者数、行事内容など	年	山梨県 静岡県 市町村	表7	地域住民と連携を図りながら、行事を継続している。
d)パンフレット・ホームページによる情報提供数	出版物の名称、規格、部数、ホームページの名称、アドレス、閲覧件数	毎年	山梨県 静岡県 市町村	表8, 9 (略)	富士山世界文化遺産協議会のホームページを改修し、情報提供の内容を充実させた。また、同協議会や富士山周辺の地元市町村等が作成・増刷した印刷物を研修会等で配布し、情報提供を継続している。
e)顕著な普遍的価値 に関する理解の状 況	アンケート調査による富士山の顕著な普遍的価値を理解した割合(富士山の文化的伝統)	毎年	山梨県 静岡県 市町村	37.9%	来訪者の約4割が、普遍的価値を理解していた。世界遺産センターの開館による情報発信の強化、研修会等の開催により、理解促進活動を継続していく。

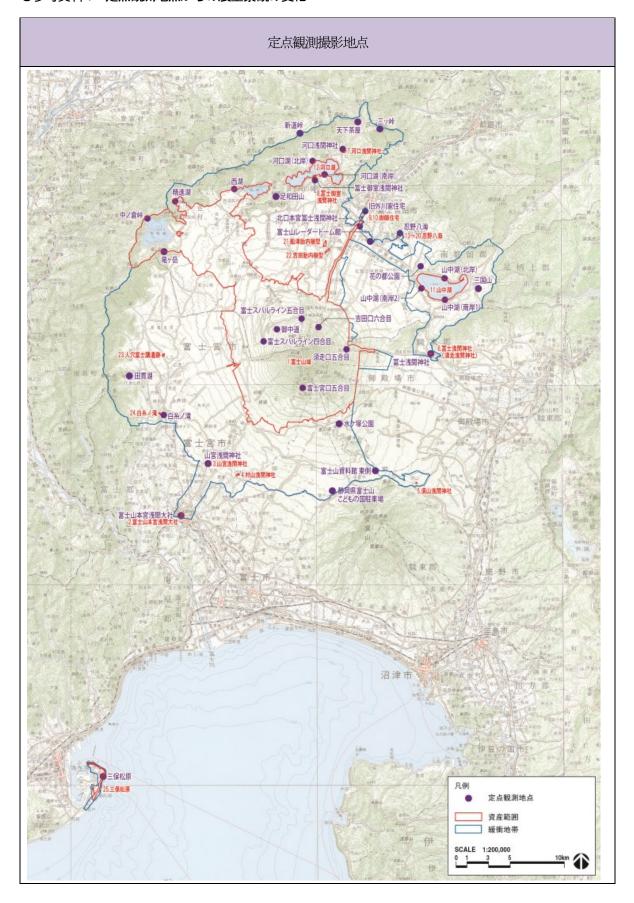
### 表7 富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況

構成資産名	所在地	神事名	参加者数	伝承状況	変容内容
河口浅間神社	山梨県富士河口湖町	例大祭	50名	旧来通り	
		太々御神楽祭	50名	旧来通り	
北口本宮冨士 浅間神社	山梨県富士吉田市	夏越大祓式•開 山前夜祭	800名	旧来通り	
		開山祭	80名	旧来通り	
		鎮火祭	700名	旧来通り	
富士山本宮浅間大社	静岡県富士宮市	初申祭	70名	変容あり	御鉾を渡御する御神幸は、明治初期以降途絶 えていたが、2006年大宮鎮座1200年を記念して、山宮のお迎え坂から山宮浅間神社の間で 復興
		開山祭	120名	変容あり	以前は7月7日、その後、他の登山口の開山 に合わせて7月1日となったが、2014年から、 静岡県の開山日に合わせて7月10日に開催
		閉山祭	70名	変容あり	2013年までは9月7日、2014年以降は9月 11日開催
		富士山山頂奥宮 開山祭	5名	旧来通り	
		富士山山頂奥宮 閉山祭	10名	旧来通り	
山宮浅間神社	静岡県富士宮市	初申祭	86名	変容あり	2006年の浅間大社圏座1200年記念祭より復活した
		例祭	57名	旧来通り	
村山浅間神社	静岡県富士宮市	開山祭	210名	変容あり	
		閉山祭	80名	変容あり	
須山浅間神社	静岡県裾野市	開山祭	60名	旧来通り	
		閉山祭	50名	旧来通り	
富士浅間神社	<b>松</b> 区周	開山祭	102名	旧来通り	
	静岡県小山町	閉山祭	79名	旧来通り	

#### ● 総括

- (1) 「3『資産及び周辺環境の保護』に関する観察指標」について
  - ・自然災害や環境変化に対して、砂防施設や防護柵設置など事前の対策や、伐倒処理など事後 の対策を実施しているため、大きな被害には至っていない。
  - ・資産及び周辺環境に対する負の影響が確認又は予見されていない。
- (2) 「4『各構成資産及び構成要素の保護』に関する観察指標」について
  - ・構成資産のパトロールや点検を定期的に行い、き損や施設に不備があった場合は、修理等速 やかに対応する体制づくりをしている。
  - ・定点観測地点からの展望景観について、写真比較による観察を開始した。
  - ・各構成資産及び構成要素に対する負の影響が確認又は予見されていない。
- (3) 「5 『顕著な普遍的価値の伝達』に関する観察指標」について
  - ・富士山に関する研修会や環境保全活動など、地域コミュニティーによって積極的に行われている。

### ●参考資料1 定点観測地点からの展望景観の変化



定点観測地点(36箇所)からの展望景観の変化観察例



区分①: 各方面から富士山を展望する地点

区分②: 富士山から構成資産及び緩衝地帯を展望する地点

区分③:構成資産から当該構成資産及びその周辺地域を展望する地点

■年次報告書の全文は、下記 URL 参照のこと http://www.fujisan-3776.jp/info-lib/monitoring.html